

經營事項審査申請要領

平成28年度（H28.6～）

兵 庫 県

目 次

1	経営事項審査とは	1
2	経営事項審査（経営状況分析、経営規模等評価、総合評定値）の流れ	1
3	審査項目	2
4	経営事項審査における留意点	3
5	知事許可業者に係る経営事項審査	4
6	再審査の申立	5
7	経営事項審査関係書類の保存	5
8	経営事項審査の結果の公表	5
9	申請書類	6
10	経営事項審査申請に必要な提示（提出）書類	7
11	審査手数料	12
12	国土交通大臣許可業者に係る経営事項審査申請等	13

記載要領

1	経営規模等評価申請書〔20001 帳票〕	16
	経営規模等評価再審査申立書	
	総合評定値請求書	
2	工事種類別完成工事高〔20002 帳票〕	22
	工事種類別元請完成工事高	
3	その他の審査項目（社会性等）〔20004 帳票〕	34
4	技術職員名簿〔20005 帳票〕	36
5	6か月超の考え方・再生（更生）のイメージ	38
6	建設機械の保有状況一覧表（兵庫県様式第1号）	39
	建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械について	
7	技術職員名簿付表（兵庫県様式第2号）	43
8	技術職員資格区分コード表	45
	外国建設業者における技術職員資格区分コード表（建設業法施行規則別表五）	
	技術職員資格区分コード（099）に該当するもの	
9	工事経歴書（様式第2号）	50

その他

10	特殊事例（法人成り・代替わり）	52
11	工事種類別完成工事高付表（様式第1号）	56
	経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）	
	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号）	
12	登録経営状況分析機関一覧	61
13	申請窓口一覧	62

1 経営事項審査とは

- (1) 経営事項審査は、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（ただし、工事1件の請負代金の額が、建築一式工事にあつては1,500万円未満、その他の工事にあつては500万円未満である等いわゆる軽微な建設工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2）を除く。以下「公共工事」という。）を国、県その他の地方公共団体等の発注者（以下「発注機関」という。）から直接請け負おうとする建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者）が必ず受けなければならない審査です。
- (2) 公共工事の各発注機関は、公共工事の入札に参加しようとする建設業者について、あらかじめ資格審査を行い、欠格要件に該当しないかどうかを審査した上で、客観的事項と主観的事項の審査結果を点数化し、順位付け、格付けを行うこととしています。
- (3) 資格審査のうち、客観的事項の審査が、建設業法に定める経営事項審査です。
なお、経営事項審査は、「経営状況」と「経営規模、技術的能力その他の客観的事項（以下「経営規模等評価」という。）」について数値により評価します。

2 経営事項審査（経営状況分析、経営規模等評価、総合評定値）の流れ

(1) 経営状況分析（Y）

国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関が、自らの責任において経営状況に関する審査を行い、経営状況分析結果通知書を申請者に交付します（『登録経営状況分析機関一覧』については、61ページを参照ください。）。

(2) 経営規模等評価（X、Z、W）

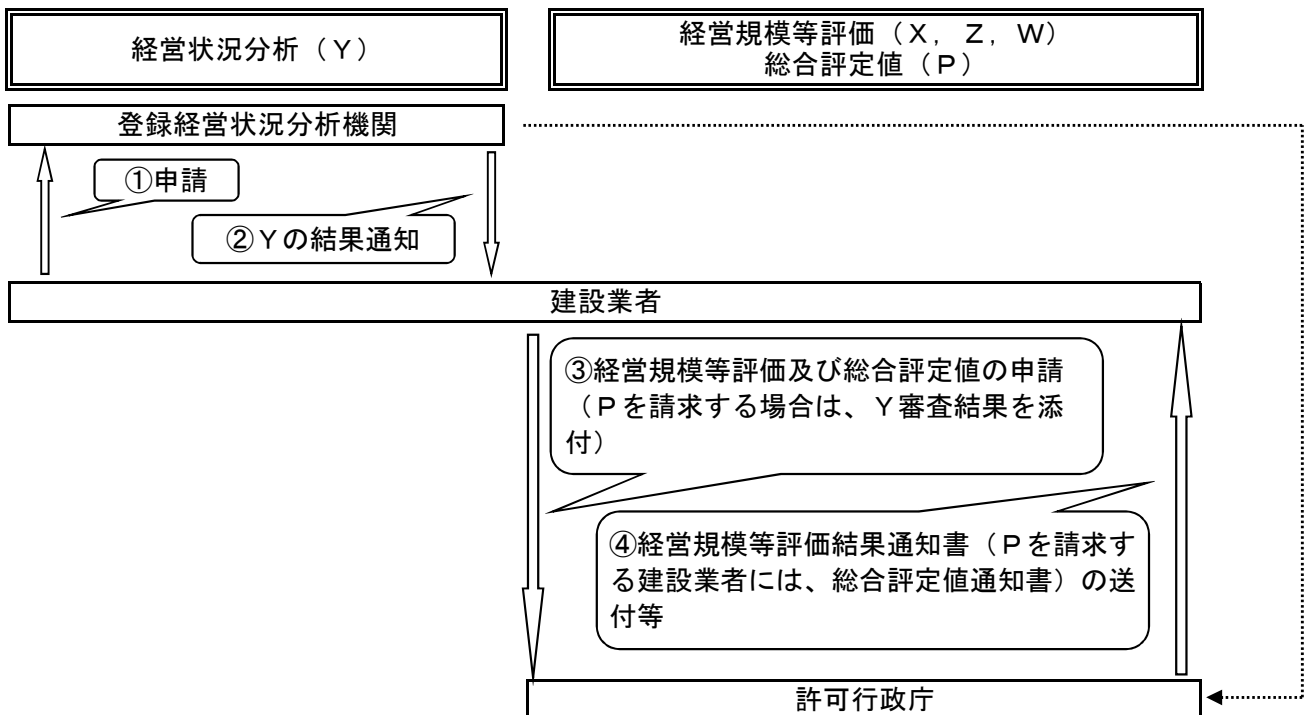
許可行政庁が、経営規模、技術力、社会性等に関する審査を行い、経営規模等評価結果通知書を申請者に交付します。

(3) 総合評定値（P）

総合評定値は、許可行政庁による経営事項審査の対象から切り離されており、経営規模等評価の申請時に、建設業者が経営状況分析結果通知書を添付して請求しなければ、当然には通知されません。

一方、ほとんどの発注機関の入札参加資格審査申請や入札参加においては、総合評定値の提出が求められますので、入札参加等をしようとする建設業者の方は、総合評定値の請求をしておくことをお勧めします。

《事務手続の流れ》



※▶

登録経営状況分析機関から許可行政庁へ報告基準に該当する企業の情報を通知。
(平成23年1月1日 虚偽申請防止対策の強化)

3 審査項目

(1) 経営事項審査は、次の項目について行われます。

項目区分		審査項目
経営規模	X1	工事種類別年間平均完成工事高の評点
	X2	自己資本額及び利益額の評点
経営状況	Y	経営状況の評点
		純支払利息比率 負債回転期間 総資本売上総利益率 売上高経常利益率 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 営業キャッシュ・フローの額 利益剰余金の額
技術力	Z	技術力の評点
その他の審査項目 (社会性等)	W	その他の審査項目(社会性等)の評点
		労働福祉の状況 建設業の営業継続の状況 防災活動への貢献の状況 法令遵守の状況 建設業の経理に関する状況 研究開発の状況 建設機械の保有状況 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況
総合評定値	P	$0.25X1+0.15X2+0.2Y+0.25Z+0.15W$

(2) 結果通知

経営状況分析及び経営規模等評価の結果は、上記の各審査項目のそれぞれの数値を一定の基準（国土交通大臣が中央建設業審議会の意見を聴いて定める基準）により評点で表わされ、経営状況分析結果通知書は登録経営状況分析機関から、経営規模等評価結果通知書は許可行政庁から、それぞれ通知されます。

(3) 総合評定値

総合評定値は、申請者から請求があった場合に、許可行政庁が、経営状況分析及び経営規模等評価の結果を基に算出し、通知することとなります。

(4) 激変緩和措置

ア 評点の激変緩和措置として、下記の①、②については申請者がそれぞれの状況に応じて自由に選択することができます。ただし、工事種類（業種）毎に異なるパターンを選択することはできません。

- ① 工事種類別年間平均完成工事高について、2年平均又は3年平均
- ② 自己資本額について、基準決算又は2年平均

イ なお、一度選択したパターン及び申請業種（許可の業種追加を除く。）は、次の審査基準日（決算日）※が到来するまで変更することはできません。

※審査基準日(決算日)

経営事項審査は、一部の例外を除き、経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日(決算日。以下「審査基準日」という。)を基準に審査を行います。新設法人の場合は法人設立日、新規に事業を開始した個人事業主の場合は創業の日が審査基準日となります。

したがって、申請時に既に審査基準日を迎えている場合、それより前の審査基準日では審査を受けることができませんので、ご注意ください。

●合併等における経営事項審査

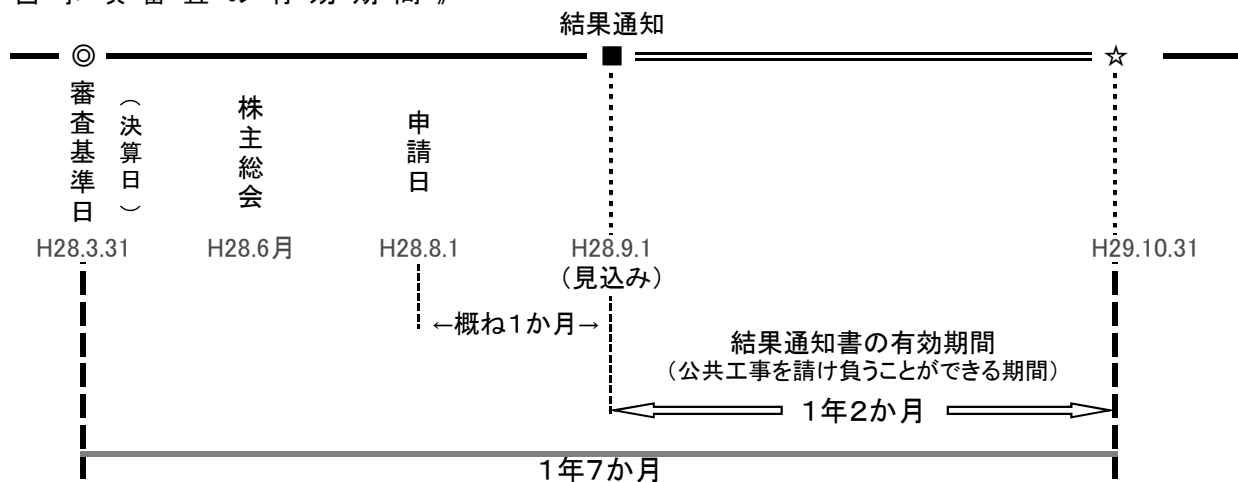
建設会社が合併した場合の経営事項審査は、合併後の会社の実態に即した評価を可能とするため、合併後最初の事業年度の終了の日を待たずに、合併期日や合併登記の日を審査基準日として審査を受けることができます。

4 経営事項審査における留意点

(1) 経営事項審査の有効期間

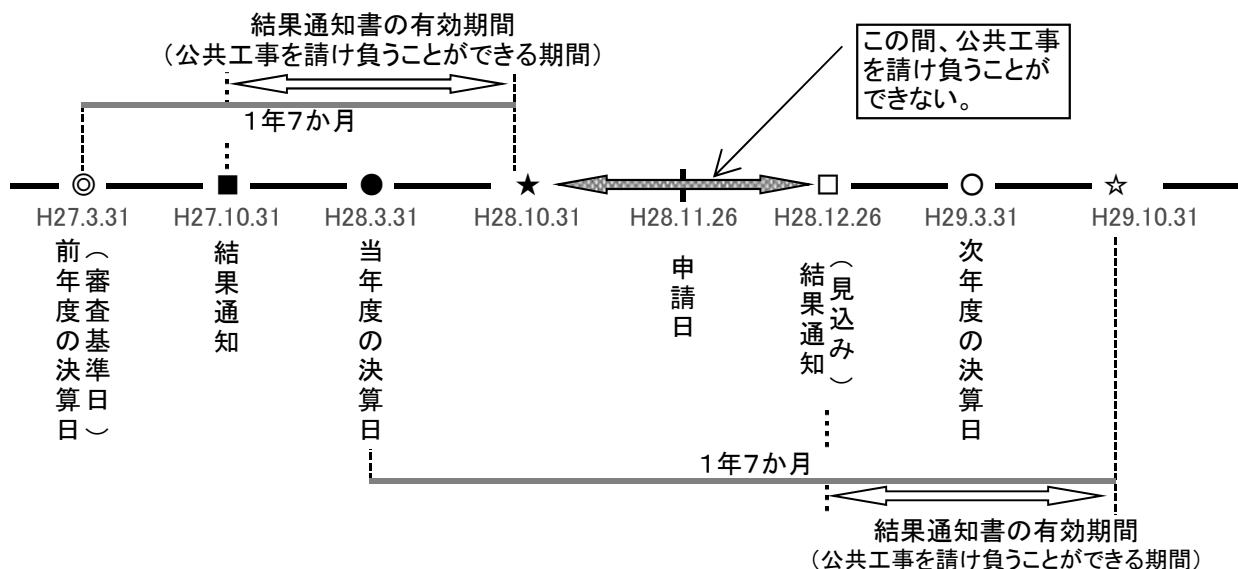
- ア 経営状況分析及び経営規模等評価の結果通知書の有効期間は、それぞれの通知書の通知日や受け取った日付に関係なく、審査基準日（決算日）から起算して1年7か月となっています。
- イ 一方、発注機関と直接公共工事の請負契約を締結するには、契約締結日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければなりません。
即ち、公共工事を請け負うことができる期間は、審査基準日から1年7か月以内の間となります（「入札参加資格者名簿」の有効期間とは関係ありません。）。

《 経営事項審査の有効期間 》



(2) 毎年の受審（決算確定後、速やかな申請・請求）

- ア 経営事項審査を前年度に受けていても、次年度の経営事項審査の申請が遅れた場合等には、前年度の経営事項審査の審査基準日である決算日から1年7か月を経過するまでに次年度の経営事項審査の結果通知書を受け取ることができず、その結果、通知書を受け取るまでの間（スキマの期間）は、公共工事を請け負うことができなくなる事態が発生することとなります。

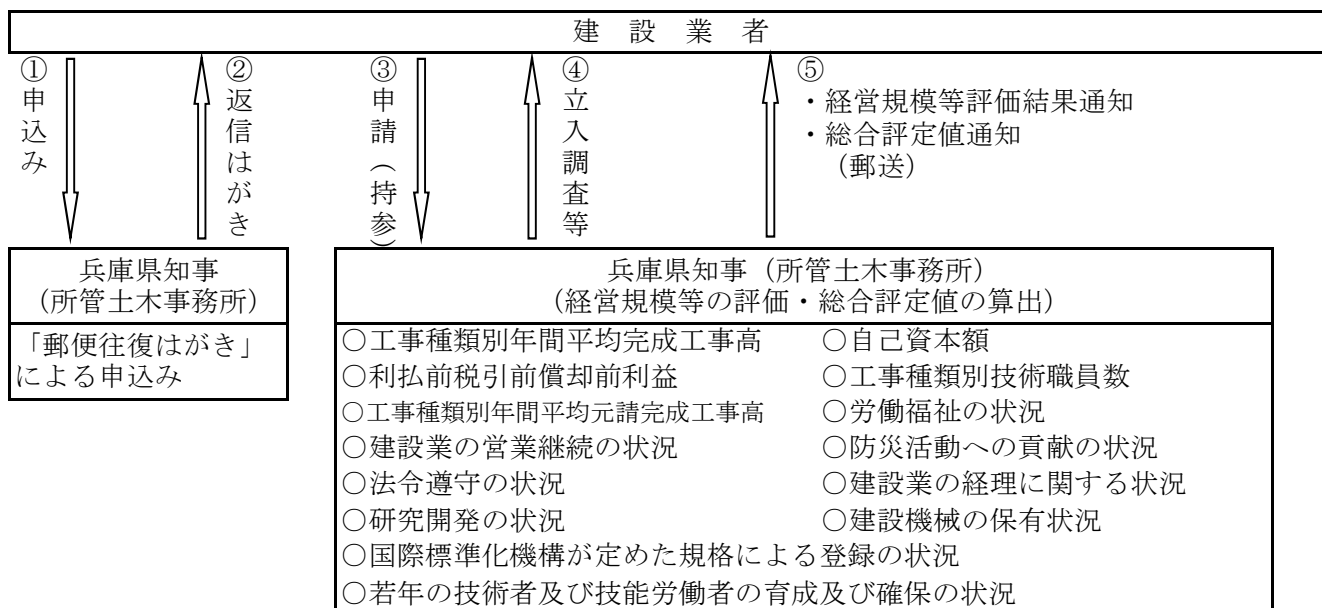


- イ したがって、公共工事を発注機関から直接請け負おうとする建設業者は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎事業年度経過後、速やかに経営事項審査を受けておく必要があります。
- ウ また、申請から審査終了までの時間的余裕を十分見込んだ上で、早めに手続をするようにしてください。

5 知事許可業者に係る経営事項審査

- (1) 知事許可業者は、許可行政庁（主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所。以下この項では「所管土木事務所」という。）の経営事項審査指定日（以下「審査日」という。）に、提出書類（下記「9 申請書類」）のほか、必要な提示書類（下記「10 経営事項審査申請に必要な提示（提出）書類」）を持参の上、経営事項審査を受けてください。
（『所管土木事務所』については、62ページ参照）。
- (2) また、審査の過程において、申請内容に疑義が生じた場合等には、必要に応じて関係書類の提出を求めたり、営業所への立入調査等を実施することがありますので、ご協力ください。
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（知事許可業者）は、提出書類等に訂正等がある場合を除き、審査日から概ね1か月後の発送となります。

《経営事項審査（経営規模等評価、総合評定値）の流れ（兵庫県知事許可業者）》



- ① 申込み（審査日の予約）
建設業者（以下「申請者」という。）は、「郵便往復はがき」で所管土木事務所あてに経営事項審査の申請等を申し込みます（審査日の予約）。
また、決算書の調整期間を考慮して、毎事業年度経過後2か月以内を目処として申込みをしてください。
- ② 経営事項審査指定日の通知
所管土木事務所は、申請者に審査日を「返信はがき」で通知します。
なお、審査日については、申込み状況によっては希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承ください。
また、審査指定日に受審できない場合は、速やかに所管土木事務所まで申し出てください。
- ③ 申請（経営事項審査の受審）
申請者は、審査指定日に提出書類及び必要な提示書類を持参の上、審査を受けてください。
- ④ 立入調査等
審査過程で、申請内容に疑義が生じた場合等には、必要に応じて関係書類の提出を求めたり、営業所への立入調査等を実施することがあります。
- ⑤ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の送付
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、提出書類等に訂正等がある場合を除き、審査日から概ね1か月後となります。

「郵便往復はがき」の記載例

郵便往復はがきは、下記の記載例により記載してください。

往信(表)	返信(裏)	返信(表)	往信(裏)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> <p>〇〇市〇〇町〇丁目〇〇</p> <p>〇〇土木事務所</p> <p>〇〇課 行</p> <p>(経営事項審査 申込)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p style="text-align: center;">審査指定日通知票</p> <p>1 審査指定日時 平成 年 月 日() 午前 時 分 午後 時 分</p> <p>2 審査会場</p> <p>3 提出部数及び持参書類 経営事項審査申請要領参照</p> <p>4 その他 審査指定日を変更したい場合は、事前に審査担当課に連絡してください。</p> <p style="text-align: right;">行政庁使用欄</p> </div> </div> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> <p>申請者又は委任を受けた 行政書士の 郵便番号 住所 商号又は名称 代表者名 (行政書士名) 気付 〇〇〇〇 (申請者の所在地とはがきの 返送先が違う場合に記入)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p style="text-align: center;">審査指定日通知票</p> <p>1 許可番号 知事(般・特-)第 号</p> <p>2 商号又は名称及び代表者名</p> <p>3 法人・個人(どちらかに○)</p> <p>4 申請者の所在地 〒 - 兵庫県</p> <p>5 電話番号() -</p> <p>6 審査基準日(決算日) 平成 年 月 日</p> <p>7 審査希望時期 平成 年 月(上旬・中旬・下旬)</p> <p>8 経営状況分析の申請日 (予定日含む)平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">行政庁使用欄</p> <p style="text-align: right;">受付印 審査指定日 送付日 その他</p> </div> </div> </div>	

注 1 経営規模等評価の申請と総合評定値の請求とを併せて行う場合には、登録経営状況分析機関が交付する経営状況分析結果通知書の提出が必要ですので、往復はがきの審査希望時期欄は、経営状況分析結果通知書が受領できる時期を考慮して記入してください。

2 個人事業主であった者が、営業の同一性を失うことなく法人として新規に許可を取得した場合には、「6 審査基準日」欄は当該法人の設立日とみなして申請できますので、余白に「法人成り第一決算日未到来」と朱書きしてください。

3 代理人が申請する場合は、連絡先を電話番号欄に併記してください。

6 再審査の申立

(1) 行政庁等の誤り等により、経営事項審査結果通知書の内容が申請内容と異なる場合、結果通知書を受け取ってから30日以内に再審査を申し立てることができます。

(2) なお、審査後、申請者側による記載間違いや記入漏れ、又は審査日当日に申請に必要な提示書類(確認資料等)を提示しなかったことによる内容認否等、申請者の責に帰するものについては、再審査を申し立てることはできません。

申請時には書類の記載事項など、十分確認して提出してください。

(3) また、一度受付した申請パターン及び申請業種の変更は、一切認められません。

7 経営事項審査関係書類の保存

経営事項審査関係書類について、許可行政庁及び公共工事の発注機関から、前年度及び前々年度の経営事項審査に係る書類の提示を求められることがありますので、大切に保存してください。

8 経営事項審査の結果の公表

(1) 経営事項審査の結果は、公表されますので、あらかじめご了承ください。

(2) (一財)建設業情報管理センターのホームページ (<http://www.ciic.or.jp/>) で、経営事項審査の結果を閲覧することができます。

(3) なお、知事許可業者については、許可行政庁(所管土木事務所の審査担当課)で、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを閲覧するという形で、経営事項審査の結果を公表しています。

9 申請書類

(1) 提出書類及び綴込み順序

順序	提出書類	備考	チェック
1	表紙	裏面に審査手数料を貼付してください。	
2	経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書	(20001帳票)	
3	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高	(20002帳票)	
4	その他の審査項目(社会性)	(20004帳票)	
5	技術職員名簿	(20005帳票)	
6	工事経歴書[様式第二号]	はじめての申請の際には必要です。	
7	建設機械の保有状況一覧表(兵庫県様式第1号)	該当がある場合に必要です。	
8	技術職員名簿付表(兵庫県様式第2号)		
9	経営状況分析結果通知書 (10006帳票)	総合評定値の請求をする場合に必要です。 (原本を提出してください。)	

※ 7及び8は兵庫県知事許可業者のみ必要です。(大臣許可業者は不要です。)

※ とじ込みは、A4サイズの内紙の左側をホッチキス止め、又はひも綴じとします。

(2) 提出部数

ア 知事許可業者：正本1部、副本1部、入力票1部

知事許可業者は、正本1部、副本1部、入力票1部を作成の上、審査指定日に許可行政庁まで持参してください。

入力票は20001、20002、20004、20005、10006帳票をコピーしたものを、この順番に綴じて提出してください。(入力票には、兵庫県様式等の添付は不要です。)

イ 大臣許可業者：正本1部、副本1部

申請書、添付書類用紙及び申請要領の取扱い先

- ・兵庫県HP http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd37/wd37_000000005.html
- ・(一社)兵庫県建設業協会本部(神戸市西区美賀多台1-1-2、電話078-997-2300)
- ・国土交通省近畿地方整備局HP
http://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/daizinkyoka_sinsa2.html

完成工事高や技術職員を水増ししたり、審査の受審対象となった計算書類や財務諸表等の内容に虚偽があったとき等は、虚偽の申請となり、建設業法の監督処分対象となります。また、総合評定値を下げるために、在籍している技術職員を不在としたり、保険等加入しているにもかかわらず、未加入とすることは不適切な記載となりますので、申請書の作成に当たっては十分ご注意ください。

10 経営事項審査申請に必要な提示（提出）書類

※「写し」の表示がないものは原本が必要です。

※必要に応じて提出を求めることがあります。

※ここに記載がない書類について、追加で提示、提出を求める場合があります。

	提示書類	摘要
1	建設業許可通知書写し	
2	建設業許可申請書の副本 (受付印のある原本)	
3	決算変更届出書 (受付印のある原本) ※免税業者、非課税業者以外は消費税抜きのもの	1. 工事種別完成工事高を2年平均で申請する場合は直前2期分、3年平均で申請する場合は直前3期分のもの 2. 決算期変更、法人成り等の場合は、工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高（2002帳票）に記載した期間分のもの 3. 許可取得年等の関係で1期又は2期分の決算変更届出書しか提出していない場合は、基準決算の直前1期又は2期分の決算変更届出書を作成してください。
4	変更届出書 (受付印のある原本)	決算変更届出書以外のもので、2の副本受付日以降審査日までのもの
5	経営事項審査申請書の副本 (受付印のある原本)	工事種別完成工事高を2年平均で申請する場合は、前回の申請時におけるもの、3年平均で申請する場合は、前回及び前々回の申請時におけるもの。

●工事種別完成工事高に係る提示書類

1	所得税又は法人税の確定申告書の控え一式（別表・財務諸表・内訳書） (税務署受付印のある原本) ----- 税務申告を電子申請で行っている場合は、電子申請をしていることがわかる書類 (送信票、受信票)	工事種別完成工事高を2年平均で申請する場合は直前2期分、3年平均で申請する場合は直前3期分のもの。 ただし、決算期変更、法人成り等の場合は工事種別完成工事高（2002帳票）に記載した期間分の申告書が必要です。
2	〔申告義務のある者〕 消費税確定申告書の控え（付表含む） (税務署受付印のある原本) ----- 税務申告を電子申請で行っている場合は、電子申請をしていることがわかる書類 (送信票、受信票)	同上
3	〔兼業事業の売上高を完成工事高に含めて税務申告している場合〕 完成工事高の確認できる書類	工事請負台帳、すべての工事請負契約書等、決算変更届書の基礎資料となるもの
4	〔審査を受ける業種が「土木」、「とび・土工・コンクリート」、「鋼構造物」工事業の場合で、その内訳を表示する際、完成工事高があるとき〕 当該内訳工事の完成工事高の確認できる資料	左記3業種を申請する場合は、その内訳である「プレストレストコンクリート工事」、「法面処理工事」、「鋼橋上部工事」を完成工事高の有無にかかわらず申請してください。 ただし、とび・土工・コンクリート工事の完成工事高を土木工事に含めて申請する場合は、土木工事の内訳としてプレストレストコンクリート工事を表示しなければならず、法面処理工事の完成工事高は土木工事の内訳として表示できません。
5	〔契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式）による減額変更前の契約額で完成工事高を記載する場合〕 契約後VEであることがわかり、かつ当初契約金額と減額後の契約金額がわかる契約書	(公共工事に限る。)

●職員に係る提示書類、その他の審査項目（社会性等）等に係る提示書類

※ 技術職員名簿に記載することができる技術職員は、**審査基準日以前に6か月を超える恒常的雇用関係・常時雇用が確認できる者に限ります。**（審査基準日以前6か月超の考え方→38ページ）

1	給与所得に係る源泉徴収所得税の納付済領収書 （正社員・パート・アルバイト等を含む全員のもの）	審査基準日以前7か月分。 ただし、源泉納付済領収書が特例扱い（半期払）の場合は、審査基準日以前7か月分全てが含まれる源泉納付済領収書が必要です。
2	・給与台帳又は賃金台帳 （正社員・パート・アルバイト等を含む全員のもの） ・出勤簿 （技術職員名簿記載者、公認会計士等及び二級登録経理試験合格者のみ） ・技術職員名簿付表（兵庫県様式第2号）提出（43ページ） （技術職員名簿に記載されている者）	審査基準日以前7か月分。（公認会計士等及び二級登録経理試験合格者については、審査基準日で確認します） ただし、源泉納付済領収書が特例扱い（半期払）の場合は、上記の源泉所得税納付に対応する給与台帳又は賃金台帳が必要です。 ※最低賃金を下回る職員については、評価対象となりません。
3	〔出向社員がいる場合〕 ・出向契約書（覚書） ・出向先と出向元の給与等の請求書及び支払関係のわかる書類	審査基準日以前7か月分に係るもの ※審査基準日の6か月超前からの出向であることが必要です。 （請求書及び支払関係のわかる書類）
4	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	審査基準日に係るもの（2期分必要な場合があります） （該当するのは、事業所に4人以下の従業員を使用する個人事業者の場合で、社会保険に加入していない場合）
5	高年齢者継続雇用制度 ・継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号：60ページ）提出 ・継続雇用制度について定めた労使協定書あるいは就業規則	技術職員名簿に記載されている職員のうち、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けている者がいる場合。 （常時10人以上の労働者を使用する場合には、労働基準監督署の受付印があるもの）
6	雇用保険加入の有無 ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書 ・審査基準日を含む年度の概算保険料（確定保険料）申告書（確定保険料算定基礎賃金集計表を含む） ・雇用保険分の保険料の納付が確認できる納付書、領収書又は保険料納付済証明書	審査基準日に係るもの ※左記の書類、全ての提示が必要です。 ※加入していても、保険料が未納の場合は評価対象となりません。
7	健康保険加入の有無・厚生年金保険加入の有無 ・健康保険被保険者証写し ・被保険者標準報酬決定通知書（審査基準日に係るもの） ・審査基準日を含む前後3か月間の納付領収書 〔審査基準日前1年以内に新たに雇用した者がいる場合〕 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書	※左記の書類、全ての提示が必要です。 ※加入していても、保険料が未納の場合は評価対象となりません。 健康保険と厚生年金保険が別々の機関で加入されている場合は、両保険の左記の書類が必要です。 （また、健康保険の被保険者となるべき従業員が、全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合で、厚生年金保険に加入しなければならないときは、国民健康保険の被保険者証（写）等と、厚生年金の決定通知書及び保険料納付済領収書との両方の資料が必要です。）
8	建設業退職金共済制度加入の有無 独立法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部の兵庫県支部の発行する加入・履行証明書（経営事項審査申請用）	審査基準日に係るもの ※経営事項審査申請用として発行された加入・履行証明書が提出できない場合は評価対象となりません。
9	退職一時金制度導入の有無 独立法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部若しくは特定退職金共済団体の発行する ・加入証明書 ・共済契約書 又は自社退職金制度としての労働協約、就業規則	いずれか一点及び加入者数・加入者名のわかる書類 ※就業規則は、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払時期に関する規定があることが必要です。 また、常時10人以上の労働者を使用する場合には労働基準監督署の受付印がある就業規則を提示してください。 ※就業規則等に退職金制度の記載がある場合でも、対象者が0人の場合は、原則評価対象となりません。

10	<p>企業年金制度導入の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金、確定拠出年金運営管理機関、企業年金基金又は資産管理運用機関の発行する加入証明書 ・信託銀行・生命保険会社等の交付する適格退職年金の契約書 	<p>※いずれか一点及び加入者数・加入者名のわかる書類</p>
11	<p>法定外労働災害補償制度加入の有無</p> <p>(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会〔26.10.1名称変更(旧)全国中小企業共済協同組合連合会〕、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社等の発行する下記アからオの条件をすべて満たしていることわかる加入者証、保険証券</p> <p>ア 通勤災害及び業務災害に関する給付があること</p> <p>イ 死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る身体障害のすべてを対象としていること</p> <p>ウ 自社社員及び全下請社員を対象としていること</p> <p>エ 共同企業体及び海外工事を除く全工事現場において適用があること</p> <p>オ 審査基準日において加入していること</p>	<p>建設業者団体、互助会等が取り扱う団体保険制度に加入している場合は、政府の労働災害補償保険の申告書及び納付済領収書に加え、保険会社が発行する団体保険制度への加入証明書(左記アからオまでの要件及び申請者名が確認できるもの)、及び建設業者団体、互助会等への団体保険の加入申込書(契約書)等が必要です。</p> <p>※保険会社の発行する任意様式の証明書は不可 ※保険証券で内容が確認できない場合は約款も提示</p> <p>準記名式普通傷害保険の取扱いについて 準記名式普通傷害保険の場合は、審査基準日を含む次の書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準記名式普通傷害保険の保険証券(附属明細書を含む)及び契約約款(被保険者数が全下請負人を含むもの) ・政府の労働災害補償保険の申告書及び納付済領収書
12	<p>民事再生法又は会社更生法の適用の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事再生、会社更生手続き開始決定通知書 ・再生、更生手続き終結決定を証明する書面(官報公告の写し) 	<p>平成23年4月1日以降に民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを行った企業から適用されます。(詳細は、38ページ)</p>
13	<p>防災協定の締結の有無</p> <p>ア 申請者が単独で国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災協定 <p>イ 申請者の加入している社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合、以下のすべての書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災協定(写し) ・申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(国、特殊法人等又は地方公共団体が承認した当該団体の活動計画書等) ・申請者が審査基準日において、当該団体に加入していることを証する書類(当該団体が発行する証明書等) 	
14	<p>監査の受審状況</p> <p>有価証券報告書又は監査報告書(写しを提出)</p> <p>会計参与報告書(写しを提出)</p> <p>経理処理の適正を確認した旨の書類(様式第2号:57ページ)(原本を提出)</p>	<p>会計監査人の設置を行っている場合で、監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点されます。</p> <p>会計参与の設置を行っている場合で、会計参与報告書が作成されている場合に加点されます。</p> <p>常勤職員(審査基準日に在籍)である公認会計士、会計士補、税理士、これらの資格を有する者並びに1級登録経理試験の合格者のいずれかが、経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合に加点されます。</p>
15	<p>公認会計士等の数、2級登録経理試験合格者の数 合格証書等(写し)</p>	<p>常勤職員の中に、公認会計士、会計士補、税理士、これらの資格を有するもの並びに1級及び2級登録経理試験の合格者がいる場合。 ※一級及び二級建設業経理事務士については、従来通り審査対象です。</p>

16	<p>建設機械の保有状況（1台につき1点、最高15点）</p> <p>下記の①②③いずれの場合でも、(ア)、(イ)及び(ウ)が必要です。</p> <p>(ア) 建設機械の保有状況一覧表（兵庫県様式第1号：39ページ）の提出 (イ) 仕様が確認できる自動車検査証の写し（オロード車種）又はカタログの写し等（オロード車種）</p> <table border="1" data-bbox="159 291 702 448"> <tr> <td data-bbox="159 291 638 448">ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダーの場合 (ウ)特定自主検査記録表</td> <td data-bbox="638 291 1069 448">大型ダンプ車の場合 (ウ)自動車検査証の写し (上記(イ)は省略)</td> <td data-bbox="1069 291 1536 448">移動式クレーンの場合 (ウ)移動式クレーン検査証の写し</td> </tr> </table> <p>下記の①～③のいずれかが必要です。</p> <table border="1" data-bbox="159 470 702 851"> <tr> <td data-bbox="159 470 702 604">①売買・譲渡契約による場合 ・売買契約書（売買の場合） ・譲渡契約書（譲渡の場合）</td> <td data-bbox="702 470 1536 604">審査基準日時点での所有が確認できるもの。 (売買契約書がない場合は、建設機械の販売店による販売証明書。転売での販売証明書は認められません。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 604 702 716">②リース契約の場合 ・リース契約書</td> <td data-bbox="702 604 1536 716">審査基準日から1年7か月以上の契約期間があることが必要。(自動更新条項がある場合を含む、ただし誓約書（兵庫県様式第1号）を添付すること。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 716 702 851">③レンタル契約の場合 ・長期レンタル契約書</td> <td data-bbox="702 716 1536 851">審査基準日から1年7か月以上の契約期間があることが必要。(自動更新条項がある場合を含む、ただし誓約書（兵庫県様式第1号）を添付すること。) ※納品書・出庫伝票等は認められません。</td> </tr> </table> <p>※ 前年度に申請された方も確認書類は必ず持参してください。</p> <p>※ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー（41、42ページ参照）、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年制令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンを言います。</p> <p>※ 共有名義での所有・リース・レンタルは認められません。</p> <p>※ 同一の機械を複数の建設業者にリースやレンタルをしている場合は認められません。</p> <p>※ 特定自主検査記録表は審査基準日を含むもの（審査基準日前1年以内のもの）が必要です。（1年以内ごとに1回、その使用する労働者で資格を有する検査者又は登録検査業者により、行わなければなりません。）</p> <p>※ 移動式クレーン検査証は審査基準日において有効期限内のものが必要です。</p> <p>※ 自動車検査証（大型ダンプの場合）は、初度登録年月が審査基準日以前であること、有効期間の満了する日が審査基準日以後であることが必要です。また備考欄で、届け出の事業が「建」となっており、かつ表示番号を取得していることが必要です。（例：神戸 建 23456）</p> <p>※ 審査基準日から遡って1年以内に新車で購入した場合、特定自主検査記録表に代えて、新車であることが確認できる書類（売買契約書、販売証明書、初回特定自主検査実施時期証明書等）が必要です。</p> <p>※ 審査基準日時点で正常に稼働している状態であることが必要です。 なお、自主検査等において、異常が見つかった場合でも審査基準日までに必要な処置等がなされている場合は評価します。（修理等の確認ができる書類が必要です。）</p> <p>※ 建設機械のリース・レンタル会社を兼業している場合、リース・レンタル目的で所有している建設機械は評価対象となりません。</p> <p>※ リース契約及びレンタル契約は、リース会社及びレンタル会社を相手方としたものに限りま</p>	ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダーの場合 (ウ)特定自主検査記録表	大型ダンプ車の場合 (ウ)自動車検査証の写し (上記(イ)は省略)	移動式クレーンの場合 (ウ)移動式クレーン検査証の写し	①売買・譲渡契約による場合 ・売買契約書（売買の場合） ・譲渡契約書（譲渡の場合）	審査基準日時点での所有が確認できるもの。 (売買契約書がない場合は、建設機械の販売店による販売証明書。転売での販売証明書は認められません。)	②リース契約の場合 ・リース契約書	審査基準日から1年7か月以上の契約期間があることが必要。(自動更新条項がある場合を含む、ただし誓約書（兵庫県様式第1号）を添付すること。)	③レンタル契約の場合 ・長期レンタル契約書	審査基準日から1年7か月以上の契約期間があることが必要。(自動更新条項がある場合を含む、ただし誓約書（兵庫県様式第1号）を添付すること。) ※納品書・出庫伝票等は認められません。	<p>審査基準日に係るもの。 認証範囲に、経営事項審査で申請する業種のうち、いずれかの業種が含まれている場合に加点します。 会社単位での取得でない場合、営業所一覧表（規則様式第1号別紙2（1）又は（2））に記載する全ての営業所で取得している場合に加点します。</p>
ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダーの場合 (ウ)特定自主検査記録表	大型ダンプ車の場合 (ウ)自動車検査証の写し (上記(イ)は省略)	移動式クレーンの場合 (ウ)移動式クレーン検査証の写し									
①売買・譲渡契約による場合 ・売買契約書（売買の場合） ・譲渡契約書（譲渡の場合）	審査基準日時点での所有が確認できるもの。 (売買契約書がない場合は、建設機械の販売店による販売証明書。転売での販売証明書は認められません。)										
②リース契約の場合 ・リース契約書	審査基準日から1年7か月以上の契約期間があることが必要。(自動更新条項がある場合を含む、ただし誓約書（兵庫県様式第1号）を添付すること。)										
③レンタル契約の場合 ・長期レンタル契約書	審査基準日から1年7か月以上の契約期間があることが必要。(自動更新条項がある場合を含む、ただし誓約書（兵庫県様式第1号）を添付すること。) ※納品書・出庫伝票等は認められません。										
17	<p>国際標準化機構が定めた規格による登録の状況（ISO）</p> <p>国際標準化機構第9001号又は第14001号の規格により登録されていることを証明する書面の写し（付属書を含む）</p>	<p>審査基準日に係るもの。 認証範囲に、経営事項審査で申請する業種のうち、いずれかの業種が含まれている場合に加点します。 会社単位での取得でない場合、営業所一覧表（規則様式第1号別紙2（1）又は（2））に記載する全ての営業所で取得している場合に加点します。</p>									

●技術職員名簿に係る提示書類

1	<p>〔技術職員名簿に記載した職員のうち国家資格及び平成10年7月1日改正で新たに認められた民間資格を有する者〕 資格者証等（写し）</p> <p>〔学卒プラス実務経験の者〕 高等学校又は大学の卒業証明書等（写し）</p>	<p>前年度の経営規模等評価申請書の技術職員の有資格と変更のない場合は、省略が可能です。 （ただし、平成10年7月1日の改正で新たに認められた民間資格を有する場合及び大臣認定者の場合は、資格者証等の提示が必要です。）</p>
2	<p>監理技術者資格者証（写し）</p> <p>監理技術者講習修了証（写し）</p>	<p>審査基準日現在有効なもの（所属建設業者が変更されている場合は裏面の写しも必要です。所属建設業者名が記載されていないもの、従前の勤務先となっているものは認められません。） 建設業法第15条第2号イに該当する者（1級国家資格者相当の者）で申請業種の認定がされているものについて記載してください。</p> <p>当期事業開始年度開始日の直前5年以内に受講しているもの（36ページ参照） ※上記監理技術者資格者証を保有している場合にのみ、加点されます。</p>
3	<p>登録基幹技能者講習修了証（写し）</p>	<p>審査基準日現在有効なもの（有効期限 5年）</p>

11 審査手数料

審査手数料の額は、次の一覧表のとおりです。

なお、経営状況分析の手数料の額については、登録経営状況分析機関（61ページ）へ、直接問い合わせて確認してください。

※ 知事許可業者：兵庫県収入証紙

大臣許可業者：収入印紙

区分 申請業種数	経営規模等評価手数料 (8,100円+2,300円×業種数)	総合評定値通知手数料 (400円+200円×業種数)	合計
1業種	10,400円	600円	11,000円
2業種	12,700円	800円	13,500円
3業種	15,000円	1,000円	16,000円
4業種	17,300円	1,200円	18,500円
5業種	19,600円	1,400円	21,000円
6業種	21,900円	1,600円	23,500円
7業種	24,200円	1,800円	26,000円
8業種	26,500円	2,000円	28,500円
9業種	28,800円	2,200円	31,000円
10業種	31,100円	2,400円	33,500円
11業種	33,400円	2,600円	36,000円
12業種	35,700円	2,800円	38,500円
13業種	38,000円	3,000円	41,000円
14業種	40,300円	3,200円	43,500円
15業種	42,600円	3,400円	46,000円
16業種	44,900円	3,600円	48,500円
17業種	47,200円	3,800円	51,000円
18業種	49,500円	4,000円	53,500円
19業種	51,800円	4,200円	56,000円
20業種	54,100円	4,400円	58,500円
21業種	56,400円	4,600円	61,000円
22業種	58,700円	4,800円	63,500円
23業種	61,000円	5,000円	66,000円
24業種	63,300円	5,200円	68,500円
25業種	65,600円	5,400円	71,000円
26業種	67,900円	5,600円	73,500円
27業種	70,200円	5,800円	76,000円
28業種	72,500円	6,000円	78,500円
29業種	74,800円	6,200円	81,000円

(注) 審査手数料については、申請業種数と審査手数料とが合致しているかどうかを確認してください。

また、申請業種が、申請時点において許可業種であることも十分確認してください。

12 国土交通大臣許可業者に係る経営事項審査申請等

(1) 経営事項審査の申請

国土交通大臣許可業者（以下「大臣許可業者」という。）は、経営事項審査等の申請に当たって、「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」及び「経営規模等評価申請・総合評定値請求に係るチェックリスト」（14ページ）に記載している確認書類を、**兵庫県庁建設業室（県庁1号館11階）**まで持参の上、提出してください。

なお、確認書類は、封筒に封入し、当該封筒の表に同チェックリストを貼付してください。

また、「往復はがき」による事前の申込み及び「10 経営事項審査申請に必要な提示書類」は、不要です。

(2) 審査手数料

審査手数料は、「収入印紙」を貼付してください（額については、「11 審査手数料」の一覧表を参照ください。）。

(3) 提出部数

正本1部及び副本1部（確認書類は正本1部）

大臣許可業者は、正本1部と副本1部を作成の上、**兵庫県庁建設業室（県庁1号館11階）**まで持参してください。

(4) 審査庁

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第1課 調査係
〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44
電話 06-6942-1141（代）

確認書類については原則返却いたしません。原本ではなく必ず写し(コピー等)を添付して下さい。
確認書類については、経営事項審査結果通知書の発行日翌日から1ヶ月を経過した日以後に、近畿地方整備局において「溶解処理」致します。

経営規模等評価申請・総合評定値請求に係るチェックリスト

番号	確認書類
1	・消費税確定申告書[控]・添付書類[付表2]・消費税納税証明書[その1]の写し(審査対象営業年度のもの)・電子申告の場合は、分かる資料
2	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し又は、「注文書と請書のセット」の写しのいずれか (工事経歴書記載の工事のうち各審査対象建設業の種類毎に完成工事高の高い方から各10件(記載が10件未満の場合は全て))
3	・自己資本額、利益額に係る次の①と②(経営状況分析結果通知書に参考値が記載されている場合は、特殊経審・決算期変更時を除き不要) <input type="checkbox"/> ①減価償却費として計上した金額を証明する書類の写し(法人税申告書別表別表十六や有価証券報告書など) <input type="checkbox"/> ②貸借対照表及び損益計算書の写し(規則別記様式第十五号及び十六号によるもの)
4	・技術職員名簿に記載している者に係る次の①～③及び④か⑤のいずれか※許可替えの場合は前年受審時の技術職員名簿も添付 <input type="checkbox"/> ①健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書の写し又は被保険者縦覧照会回答票(いずれも適用年月が審査基準日月より前の直近のもの) <input type="checkbox"/> ②健康保険証の写し(事業所の記載のあるもの)又は、「資格取得確認および標準報酬決定通知書」 <input type="checkbox"/> ③健康保険組合理事長による資格取得日の証明(標準報酬月額を含めて証明した場合、①のうち健康保険に係る標準報酬決定通知書の省略可) <input type="checkbox"/> ④住民税特別徴収税額を通知する書面(特別徴収義務者用)(個人で従業員5人未満の事業所又は、後期高齢者医療制度の適用(原則75才以上)を受けている者) <input type="checkbox"/> ⑤技術職員電子データ(技術職員が概ね200名を超える場合でCD等の電子媒体に技術職員のデータを入れたもの) *②③について、①で被保険者縦覧照会回答票を提出している場合は添付不要、標準報酬決定通知書を提出している場合で前年受審時の名簿に記載していた者は(定年後に再雇用で切り替えた時を除き)添付不要 ・技術職員名簿に記載している継続雇用制度の適用を受けている者に係る書面(高年齢者雇用安定法に基づき継続雇用となった65才以下の者) <input type="checkbox"/> ⑥「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」様式第3号(押印のある原本) ・定年を超える(定年等の定めがない場合は60才以上の)常勤役員がいる場合は次の⑦(⑦を作成していない場合は⑧) <input type="checkbox"/> ⑦法人税の確定申告における別表役員報酬手当及び人件費内訳写し <input type="checkbox"/> ⑧商業・法人登記簿謄本(登記事項証明書)の写し及び許可変更届に添付した別紙「役員一覧表」 ・技術職員名簿に記載している役員を除く60才以上の者に係る次の⑨と⑩ <input type="checkbox"/> ⑨労働基準監督署の受付印のある就業規則又は準ずるものの写し(継続雇用制度及び定年制度の内容を確認できるもの) <input type="checkbox"/> ⑩個別の労働契約書等(就業規則等の定めがない場合で60才以上の者及び就業規則で定める定年を過ぎても雇用期間を限定することなく常時雇用されている者)
5	・技術職員名簿に記載している者に係る検定又は試験の合格証その他の当該職員が有する資格に係る書面 <input type="checkbox"/> ①合格証(卒業証明書)等の写し(前年受審時に技術職員名簿に記載していた場合は有効期限のあるものを除き省略可) (許可換えの場合は前年受審時の技術職員名簿の写し) ・1級監理受講者がいる場合(講習受講1)は次の②と③は必須、④は選択 <input type="checkbox"/> ②監理技術者資格者証の写し(有効期限が審査基準日以降のもの) <input type="checkbox"/> ③講習修了証の写し(修了年月日が審査基準日以前5年以内のもの) <input type="checkbox"/> ④1級監理受講者名簿(前年受審時にも当該名簿を提出している時は、1度提出した監理技術者資格者証と講習修了証は有効期限内は省略可)
6	・労働(雇用)保険に係る次の①と②(但し、番号10の法定外労災が準記名式普通傷害保険の場合は、労災保険に係るものを添付) <input type="checkbox"/> ①労働保険概算・確定保険料申告書[控]の写し <input type="checkbox"/> ②納入に係る審査基準日を含む期(年度)の領収済通知書の写し
7	<input type="checkbox"/> 健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る審査基準日の領収証書又は、納入証明書の写し
8	<input type="checkbox"/> 建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査用)の写し
9	<input type="checkbox"/> 退職一時金制度又は企業年金制度に係る次のいずれかの書面 中小企業退職金共済制度若しくは特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面、労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約の写し[退職一時金を含むもの]、厚生年金基金への加入を証明する書面、適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面、確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面、資産管理運用機関との間の契約書の写し
10	<input type="checkbox"/> 法定外労働災害補償制度加入に係る次のいずれかの書面 (公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会又は(一社)全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面又は労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券の写し
11	・審査対象営業年度に再生手続又は更正手続の開始又は終結の決定を受けた場合に係る書面 <input type="checkbox"/> 再生又は更正手続開始の決定を証明する書面又は、再生又は更正の手続き終結の決定を証明する書面の写し
12	・防災協定の締結をしている場合で次の①か②で該当するもの <input type="checkbox"/> ①国、地方公共団体等と直接締結している防災協定書の写し <input type="checkbox"/> ②所属団体が防災協定を締結している場合は、所属団体が締結している協定書の写し及び審査基準日時点で加入を証明する書類
13	・監査に係る証明がある場合で次の①から③で該当するもの <input type="checkbox"/> ①会計監査人設置会社における有価証券報告書又は、監査証明書(押印のあるもの)の写し(監査受審状況1の場合) <input type="checkbox"/> ②会計参与設置会社における会計参与報告書の写し(監査受審状況2の場合) <input type="checkbox"/> ③建設業経理士等名簿(2級除く)に記載した者のうち経理実務責任者に該当する者が自らの署名・押印を付した経理処理の適正を確認した旨の書類 様式第2号(監査受審状況3の場合)
14	・公認会計士、会計士補、税理士、1～2級登録経理試験合格者に係る次の①～③ <input type="checkbox"/> ①建設業経理士等名簿 <input type="checkbox"/> ②合格証の写し(前年受審時の名簿に記載していた者は省略可) <input type="checkbox"/> ③健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書の写し又は被保険者縦覧照会回答票(適用年月が審査基準日月より前の直近のもの)
15	・研究開発費に係る書面で次の①か②のいずれか <input type="checkbox"/> ①規則別記様式第十七号の二による注記表の写し <input type="checkbox"/> ②有価証券報告の一部の写し
16	・建設機械に係る書面で次の①から⑦ <input type="checkbox"/> ①建設機械様式1(建設機械の保有一覧表) <input type="checkbox"/> ②建設機械様式2(日付入りカラー写真添付)※大型ダンプ車は添付不要 <input type="checkbox"/> ③売買・譲渡契約書、リース契約書(自動更新含め審査基準日より1年7ヶ月のリース期間があること)の写し※前年受審時の建設機械様式1に記載があるものは省略可 <input type="checkbox"/> ④誓約書(審査基準日より1年7ヶ月のリース期間がないリース契約で、更新又は買取りをすることが明確な場合) <input type="checkbox"/> ⑤カタログ(オフロード車)写し※前年受審時の建設機械様式1に記載があるものは添付不要 <input type="checkbox"/> ⑥特定自主検査記録表の写し、車検証(オンロード車)、移動式クレーン検査証 <input type="checkbox"/> ⑦検査済標章申込時の有資格者一覧表(申込書様式2-2)の写し(事業内検査の場合)
17	・ISO9001規格に登録されていることを証明する書面の写しで①、②と③は該当する場合 <input type="checkbox"/> ①登録証(付属書を含む) <input type="checkbox"/> ②組織マニュアル等(登録証及び付属書では許可のある本・支店全てISO取得していることが確認出来ない場合) <input type="checkbox"/> ③誓約書(前年受審時が有で、前年基準日以降に新たな許可を受けた営業所について認証手続き中の場合)
18	・ISO14001規格に登録されていることを証明する書面の写しで①、②と③は該当する場合 <input type="checkbox"/> ①登録証(付属書を含む) <input type="checkbox"/> ②組織マニュアル等(登録証及び付属書では許可のある本・支店全てISO取得していることが確認出来ない場合) <input type="checkbox"/> ③誓約書(前年受審時が有で、前年基準日以降に新たな許可を受けた営業所について認証手続き中の場合)

記 載 要 領

2 0 0 0 1

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

不要なものを消す

平成 28 年 8 月 1 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

不要なものを消す

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

事実上の所在地と登記上 (例)
の所在地が異なる場合は (登記上)○○○○○
2段書きで記入 (事実上)○○○○○

法人の場合は、登録
している代表者印

何も記入しないこと

地方整備局長
北海道開発局長
兵庫県 知事 殿

不要なものを消す

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
株式会社 鈴木組
代表取締役 鈴木 太郎

申請者



Administrative side entry table with columns for application date, year/month/day, and business code.

Application number and date table with columns for application number, date, and permit details.

Review date and classification table with columns for review date, classification code, and explanation.

Capital amount and business type table with columns for capital amount, business type, and individual/business distinction.

Business name and katakana entry table with columns for business name and katakana characters.

Business name and katakana entry table with columns for business name and katakana characters.

Representative name and katakana entry table with columns for representative name and katakana characters.

Main business location and address table with columns for location code and address details.

Main business location and address table with columns for location code and address details.

Postal code and telephone number table with columns for postal code and telephone number.

Permitted construction type and business category table with columns for permitted construction type and business category.

2期平均を選択した場合は、2期平均した自己資本額を記入(端数切捨て)

自己資本額

項番	1	7	3	5	1	0	9	3	6	7	8	13
												(千円)

審査対象 2期平均を選択した場合は「2」を記入し、選択しない場合は「1」を記入

基準決算	1	0	8	0	6	2	6	(千円)
直前の審査基準日	1	1	0	6	7	3	1	(千円)

2期平均を選択した場合のみ記入

利益額 (2期平均)

1	8	3	5	7	9	0	0	(千円)
---	---	---	---	---	---	---	---	------

利益額(利払前税引前償却前利益)
= 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益	4,444 (千円)
減価償却実施額	2,345 (千円)

右の4つの数値を合計して、算出した値を2で割った値を記入(端数切捨て)

技術職員数

1	9	3	5	3	(人)
---	---	---	---	---	-----

別紙二 技術職員名簿に記載した技術職員の合計数を記入(技術職員名簿の人数と一致)

登録経営状況分析機関番号

2	0	3	5	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---	---	---

経営状況分析を受けた機関の名称
(株) 経営状況管理本部

経営状況分析結果通知書に記載されている経営状況分析機関の登録番号を記入(61ページを参照)

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

金額を記入する場合の注意事項

- 千円単位(千円未満の端数は切り捨て)で右詰めで記入し、空位のカラムは空白とする。
- マイナスは「-」を記入し、「△」等とはしない。
- 会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。
- 但し、各カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記載する。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求めめる事項	再審査を求めめる理由

連絡先

所属等 総務課 氏名 鈴木 一郎 電話番号 078-341-7711

ファックス番号 078-341-7711

記載要領

- 1 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「地方整備局長
北海道開発局長
知事」 「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□**1**□のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば**甲建設工業**□□のように左詰めで記入すること。
- 5 **0****2**「申請時の許可番号」の欄の「大臣
知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば**0****0****1****2****3****4**又は**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **0****3**「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なる場合についてのみ記入すること。
- 7 **0****4**「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が平成15年3月31日であれば、**1****5**年**0****3**月**3****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 8 **0****5**「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 9 **0****6**「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完了した場合 (例)平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完了した場合 (例)平成15年10月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成16年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成15年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成15年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例)平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例)平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成16年3月31日）より前の日（平成15年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 10 **0****7**「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
- 11 **0****8**「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば**ギ**又は**ヰ**のように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

12 〇 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例 (株) 甲 建設 (乙) 建設 (有))

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の上に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ㇿ または ㇾ のように1文字として扱うこと。
- 14 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の上に1カラム空けて記入すること。
- 15 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 16 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば 霞 が 関 2 - 1 - 1 3 のように記入すること。
- 17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 のように記入すること。
- 18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 19 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。
- 20 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たつては、単位は千円とし、例えば 〇, 〇 〇 1, 2 3 4, 0 0 0 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。
- 21 1 8 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。
- 22 1 9 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 2 0 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば 〇 〇 〇 〇 〇 1 のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表(1)

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表(2)

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

「全国地方公共団体コード」

(兵庫県分)

	神戸市	こうべし	28225	朝来市	あさごし
28101	東灘区	ひがしなだく	28226	淡路市	あわじし
28102	灘区	なだく	28227	宍粟市	しろうし
28105	兵庫区	ひょうごく	28228	加東市	かとうし
28106	長田区	ながたく	28229	たつの市	たつのし
28107	須磨区	すまく			
28108	垂水区	たるみく		川辺郡	かわべぐん
28109	北区	きたく	28301	猪名川町	いながわちょう
28110	中央区	ちゅうおうく			
28111	西区	にしく		多可郡	たかぐん
			28365	多可町	たかちょう
28201	姫路市	ひめじし			
28202	尼崎市	あまがさきし		加古郡	かこぐん
28203	明石市	あかしし	28381	稲美町	いなみちょう
28204	西宮市	にしのみやし	28382	播磨町	はりまちょう
28205	洲本市	すもとし			
28206	芦屋市	あしやし		神崎郡	かんざきぐん
28207	伊丹市	いたみし	28442	市川町	いちかわちょう
28208	相生市	あいおいし	28443	福崎町	ふくさきちょう
28209	豊岡市	とよおかし	28446	神河町	かみかわちょう
28210	加古川市	かこがわし			
28212	赤穂市	あこうし		揖保郡	いぼぐん
28213	西脇市	にしわかし	28464	太子町	たいしちょう
28214	宝塚市	たからづかし			
28215	三木市	みきし		赤穂郡	あこうぐん
28216	高砂市	たかさごし	28481	上郡町	かみごおりちょう
28217	川西市	かわにしし			
28218	小野市	おのし		佐用郡	さようぐん
28219	三田市	さんだし	28501	佐用町	さようちょう
28220	加西市	かさいし			
28221	篠山市	ささやまし		美方郡	みかたぐん
28222	養父市	やぶし	28585	香美町	かみちょう
28223	丹波市	たんばし	28586	新温泉町	しんおんせんちょう
28224	南あわじ市	みなみあわじし			

工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

2枚以上にわたる場合、2枚目以降の用紙には記入しない

3年平均を選択した場合は通常2期(2年)分の表示(25.04~27.03)となる。選択しない場合は通常1期(1年)分の表示(26.04~27.03)となる

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度

自 2 5 年 0 4 月 至 2 7 年 0 3 月

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度 26年 4月~ 27年 3月

審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度 25年 4月~ 26年 3月

業種コード表より記入(以下同じ)

左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入

審査対象事業年度

計算基準の区分

自 2 7 年 0 4 月 至 2 8 年 0 3 月 2 (1. 2年平均)
2. 3年平均

2年平均を選択した場合は「1」を、
3年平均を選択した場合は「2」を記入

左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入

項番	業種コード	完成工事高 (千円)					元請完成工事高 (千円)					完成工事高 (千円)					元請完成工事高 (千円)																							
		3	5	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45	26	30	35	36	40	45																			
31	32010					4	6	3	8	7					2	5	0	0	0					3	9	2	1	7					1	0	0	0	0			
工事の種類		完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																							
※は3年平均を選択した場合に記入		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					42,761					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					20,000																							
土木一式工事		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					50,014					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					30,000																							
32	32011									0									0					1	5	0	0									0				
工事の種類		完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																							
プレストレスト コンクリート構造物工事		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					0					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					0																							
		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					0					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					0																							
33	32020					3	0	6	5	2	8					1	2	5	0	0					2	0	1	9	4	0					8	0	0	0	0	
工事の種類		完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																							
※は3年平均を選択した場合に記入		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					261,075					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					100,000																							
建築一式工事		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					351,982					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					150,000																							
34	32080									4	0	6	4													9	2	1	6									0		
工事の種類		完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																							
※は3年平均を選択した場合に記入		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					4,619					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					0																							
電気工事		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					3,510					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					0																							
33	その他									6	9	3													1	5	6	0									0			
工事の種類		完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																							
※は3年平均を選択した場合に記入		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					1,166					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					0																							
その他 工事		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					221					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					0																							
34	合計					3	5	7	6	7	2					1	5	0	0	0	0					2	5	1	9	3	3					9	2	0	0	0
審査対象業種(内訳含む)が5つ以上の場合、最終の用紙に記入		契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (① 有 2. 無)																																						

右詰めで記入
空位のカラムは空白

土木一式工事の完工高のうち
プレストレストコンクリート構造物
工事の完工高

「土木一式工事」を記入した場合には、内
訳であるプレストレストコンクリート構造物
工事を、「とび・土工・コンクリート工事」を
記入した場合には、内訳である法面処理
工事を、「鋼構造物工事」を記入した場合
には、内訳である鋼橋上部工事を、完工
高のあるなしにかかわらず必ず記入

経営事項審査を受けない業種及び
許可を受けていない業種の計

土木一式工事の内訳としてのプレ
ストレストコンクリート構造物工事の
完工高(1500)を除いた合計額

完成工事高がない場合は
「0」を記入する

32・33項番の完工高の中に契約後VEによるものがあれば記入

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば 12のように右詰めで記入すること。
- 2 1「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12か月ごとに決算を完了した場合
 (例) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
 自平成15年04月 ～ 至平成16年03月
 - (2) 6か月ごとに決算を完了した場合
 (例) 平成15年10月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
 自平成15年04月 ～ 至平成16年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成16年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
 自平成15年04月 ～ 至平成16年03月
 (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成15年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成15年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
 自平成15年01月 ～ 至平成15年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
 自平成15年10月 ～ 至平成16年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成16年3月31日）より前の日（平成15年11月1日）に申請するとき
 自平成15年10月 ～ 至平成00年00月
- 3 1「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
 ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 2「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、1で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

また、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工事業又は解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。元請完成工事高の欄についても同様とする。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）

- 5 **3** **3** 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。
- 6 **3** **4** 「合計」の欄は、完成工事高においては、**3** **2** 及び **3** **3** に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。
- 7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。
- 8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば **1,2** **3** **4**, **0** **0** **0** のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

■記載上の注意事項及び記載事例

- (1) 工事種類別年間平均完成工事高は、許可を受けた建設業のうち経営事項審査の対象とする旨申出のあった建設業(以下「審査対象建設業」という。)に係る建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日(以下「当期事業年度開始日」という。)の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高とする。ただし、審査対象建設業ごとに直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択できることとはせず、すべての審査対象建設業において同一の方法によること。また、1つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2以上の種類に分割又は重複計上することはできない。
- (2) 審査対象建設業に係る建設工事が、「土木一式工事」である場合においてはその内訳として「プレストレストコンクリート構造物工事」、「とび・土工・コンクリート工事」である場合においてはその内訳として「法面処理工事」、「鋼構造物工事」である場合においてはその内訳として「鋼橋上部工事」がそれぞれ審査される。
- (3) 契約後VEに係る公共工事の完成工事高については、契約後VEによる減額変更前の契約額で評価できることとする。この場合において、経営事項審査の申請者は、申請の際に当初契約金額のわかる書類と契約後VEによる契約額の減額の金額が証明できる書類を提出すること。
- (4) 審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業(以下「一式工事業」という。)である場合においては、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申し出をしている建設業を除く。)に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができる。
- (5) 審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。)に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができる。
- (6) 上記のほか、申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま「工事種類別完成工事高付表(様式は56ページ)」に記入し、工事種類別完成工事高(2002帳票)に添付すること。
① 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高として分割分類し、許可を受けた建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者
② 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても①と同様の方法により計算して申し出ようとする者

※(4)(5)(6)について、完工高を振替(積上げ)した場合は、振替(積上げ)した業種については経営事項審査を申請できませんので、ご注意ください。
(例)とび・土工工事業の完工高を土木一式工事の完工高に振替(積上げ)→とび・土工工事業については受審できません。《完工高の全部ではなく一部を振替(積上げ)した場合も、振替(積上げ)業種については受審できません。》

◎12か月決算の場合

12か月決算の場合の項番31及び32の各欄及び関連する表への記載例を次に掲げる。

[例1] 審査基準日を平成28年3月31日として、2年平均による完成工事高で申請する場合（建築一式工事の場合）

審査対象事業年度 H27.4～H28.3（12か月） 完成工事高 1,600,000千円 ……①
 前審査対象事業年度 H26.4～H27.3（12か月） 完成工事高 1,300,000千円 ……②

<p style="text-align: center;">②の期間の始期と終期を記入</p> <p>項番 (審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象年度及び前々審査対象事業年度) 31 自 26年04月 至 27年03月</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		<p style="text-align: center;">①の期間の始期と終期を記入</p> <p>(審査対象事業年度) 完成工事高計算基準の区分 自 27年04月 至 28年03月 1 (1. 2年平均) (2. 3年平均)</p>
審査対象事業年度の前審査対象事業年度					
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					
<p>業種コード 完成工事高 32020 0,001,300,000 (千円)</p> <p style="text-align: center;">②の期間における完成工事高を記入</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		<p>完成工事高 0,001,600,000 (千円)</p> <p style="text-align: center;">①の期間における完成工事高を記入</p>
審査対象事業年度の前審査対象事業年度					
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					
<p>完成工事高計算表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		<p style="text-align: center;">2年平均の場合は記入不要</p>
審査対象事業年度の前審査対象事業年度					
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					

[例2] 審査基準日を平成28年3月31日として、3年平均による完成工事高で申請する場合（建築一式工事の場合）

審査対象事業年度 H27.4～H28.3（12か月） 完成工事高 1,600,000千円 ……①
 前審査対象事業年度 H26.4～H27.3（12か月） 完成工事高 1,300,000千円 ……②
 前々審査対象事業年度 H25.4～H26.3（12か月） 完成工事高 1,700,000千円 ……③

<p style="text-align: center;">③期間の始期を記入</p> <p>項番 (審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象年度及び前々審査対象事業年度) 31 自 25年04月 至 27年03月</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>26年4月～27年3月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td>25年4月～26年3月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	26年4月～27年3月	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	25年4月～26年3月	<p style="text-align: center;">②期間の終期を記入</p> <p style="text-align: center;">①の期間の始期と終期を記入</p> <p>(審査対象事業年度) 完成工事高計算基準の区分 自 27年04月 至 28年03月 2 (1. 2年平均) (2. 3年平均)</p>
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	26年4月～27年3月				
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	25年4月～26年3月				
<p>業種コード 完成工事高 32020 0,001,500,000 (千円)</p> <p style="text-align: center;">(②+③)÷2 千円未満の端数は切り捨て</p>	<p>完成工事高 0,001,600,000 (千円)</p> <p style="text-align: center;">①の期間における完成工事高を記入</p>				
<p>完成工事高計算表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>1,300,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td>1,700,000</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	1,300,000	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	1,700,000	<p style="text-align: center;">②の期間を記入</p> <p style="text-align: center;">③の期間を記入</p> <p style="text-align: center;">②の期間における完成工事高を記入</p> <p style="text-align: center;">③の期間における完成工事高を記入</p>
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	1,300,000				
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	1,700,000				

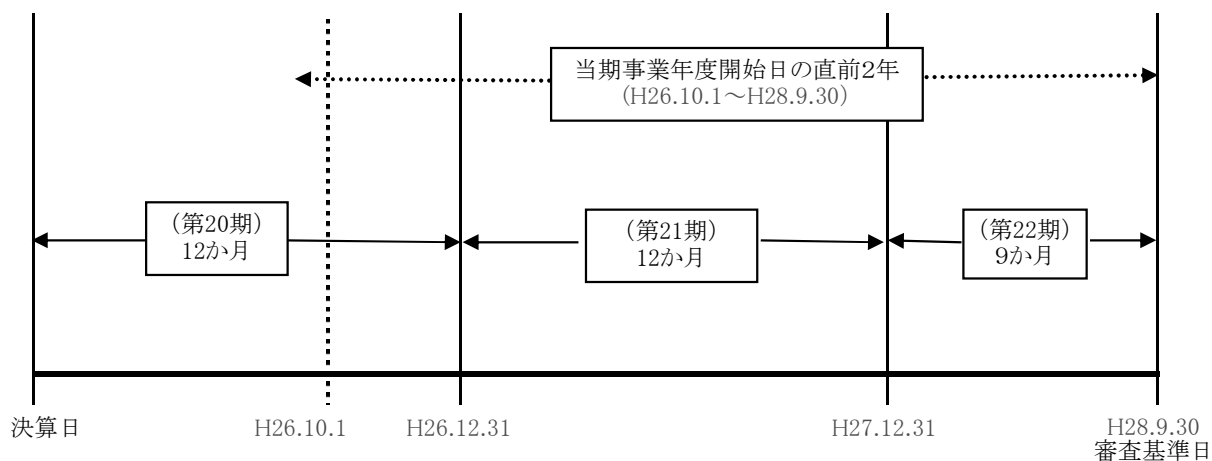
◎事業年度の変更の場合

事業年度を変更したため、当期事業年度開始日の直前2年(又は直前3年)の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24か月(又は36か月)に満たない者は、次の[例1](又は[例2])の式により算定した完成工事高を基準として年間平均完成工事高を算定する。

(注意) ここでいう「事業年度」とは、「決算期間」をいう。これに対して経営規模等評価申請における「審査対象事業年度」とは、経営規模等評価申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前1年(12か月)をいう。したがって、事業年度の変更を行った場合は、「決算期間」と経営規模等評価申請における「審査対象事業年度」のそれぞれの対象とする期間は合致しないことになる。

(参考) 当期事業年度開始日の直前2年の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24か月に満たない場合は次のようなケースをいう。

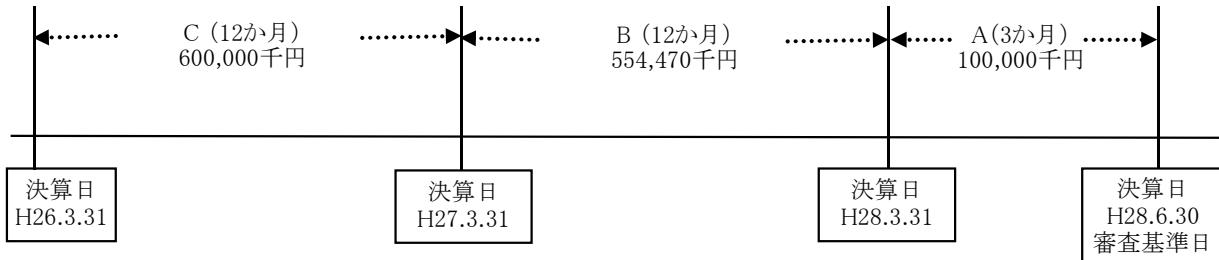
- 従前まで12月31日を決算日としていた建設業者(事業年度=1月1日から12月31日まで)が、決算日を9月30日に変更(事業年度=10月1日から9月30日まで)し、この変更後の決算日が最初に到来した平成27年9月30日を審査基準日として経営事項審査を申請するような場合



[例1]決算期を変更して24か月に満たない場合

審査基準日を含む事業年度 A
 審査基準日を含む事業年度の前期事業年度 B
 審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度 C

●事業年度
 →決算期間
 ●審査対象事業年度
 →経営規模等評価の対象となる年度



(算式)

$$\left[\frac{A \text{の完成工事高} + \left(B \text{の完成工事高} \times \frac{12\text{か月} - A \text{の月数}}{12\text{か月}} \right)}{\text{①}} \right] + \left[\frac{B \text{の完成工事高} \times \frac{A \text{の月数}}{12\text{か月}} + \left(C \text{の完成工事高} \times \frac{12\text{か月} - A \text{の月数}}{12\text{か月}} \right)}{\text{②}} \right] = \text{直前2年の完成工事高}$$

①
【審査対象事業年度における完成工事高】
 Aの事業年度に含まれる月数が3か月しかないため、不足する9か月分をBの事業年度における完成工事高から按分(Bの完成工事高×9/12)し、審査対象事業年度における完成工事高として算入する。

②
【前審査対象事業年度における完成工事高】
 Bの期間における完成工事高のうち、①で按分調整し、審査対象事業年度における完成工事高として計上した残りの完成工事高と、この処理によって生じるBの期間における完成工事高の不足月数分を、①と同様の方法により、Cの事業年度における完成工事高を按分して、前審査対象事業年度における完成工事高として算入する。

[記入例]

審査基準日を含む事業年度	H28.4 ~ H28.6 (A:3か月)
	完成工事高 100,000千円
審査基準日を含む事業年度の前期事業年度	H27.4 ~ H28.3 (B:12か月)
	完成工事高 554,470千円
審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度	H26.4 ~ H27.3 (C:12か月)
	完成工事高 600,000千円

① 審査対象事業年度の完成工事高

$$100,000 + \left(554,470 \times \frac{12\text{か月} - 3\text{か月}}{12\text{か月}} \right) = 512,852.5 \quad \dots \text{①}$$

② 前審査対象事業年度の完成工事高

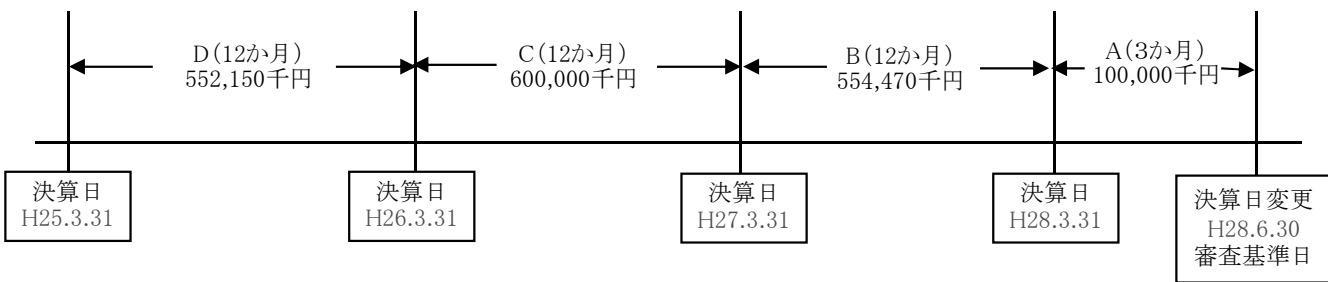
$$\left(554,470 \times \frac{3\text{か月}}{12\text{か月}} \right) + \left(600,000 \times \frac{12\text{か月} - 3\text{か月}}{12\text{か月}} \right) = 587,617.5 \quad \dots \text{②}$$

前審査対象事業年度の完成工事高を算定する際に用いた決算期間を記入

<p>項番 (審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象年度及び前々審査対象事業年度)</p> <p>31 自 26年07月 至 27年06月</p> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:30%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>27年4月～28年3月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td>26年4月～27年3月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	27年4月～28年3月	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	26年4月～27年3月	<p>(審査対象事業年度) 完成工事高計算基準の区分</p> <p>自 27年07月 至 28年06月 1 (1. 2年平均) (2. 3年平均)</p> <p>審査基準日の12か月前の年月を記入</p> <p>審査基準日の年月を記入</p>
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	27年4月～28年3月				
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	26年4月～27年3月				
<p>業種コード 工事種類別完成工事高</p> <p>32020 □,□□□,587,617 (千円)</p>	<p>工事種類別完成工事高</p> <p>□,□□□,512,852 (千円)</p> <p>①の金額を記入</p> <p>100,000 + (550,470 × 9/12) = 512,852.5 (端数切り捨て)</p> <p>①の算式を余白部分に参考記入</p> <p>②の算式を記入</p>				
<p>完成工事高計算表</p> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:30%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>(550,470 × 3/12) + (600,000 × 9/12) = 587,617.5</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td>= 587,617 (端数切り捨て)</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	(550,470 × 3/12) + (600,000 × 9/12) = 587,617.5	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	= 587,617 (端数切り捨て)	
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	(550,470 × 3/12) + (600,000 × 9/12) = 587,617.5				
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	= 587,617 (端数切り捨て)				

[例2] 決算期を変更して36か月に満たない場合

- 審査基準日を含む事業年度 A
- 審査基準日を含む事業年度の前期事業年度 B
- 審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度 C
- 審査基準日を含む事業年度の前々々期事業年度 D



(算式)

$$\left(A \text{の完成工事高} + \left(B \text{の完成工事高} \times \frac{12\text{か月} - A \text{の月数}}{12\text{か月}} \right) \right) + \left(\left(B \text{の完成工事高} \times \frac{A \text{の月数}}{12\text{か月}} \right) + \left(C \text{の完成工事高} \times \frac{12\text{か月} - A \text{の月数}}{12\text{か月}} \right) \right) + \left(\left(C \text{の完成工事高} \times \frac{A \text{の月数}}{12\text{か月}} \right) + \left(D \text{の完成工事高} \times \frac{12\text{か月} - A \text{の月数}}{12\text{か月}} \right) \right) = \text{直前3年の完成工事高}$$

[記入例]

審査基準日を含む事業年度	H28.4 ~ H28.6 (A:3か月)	完成工事高	100,000千円
審査基準日を含む事業年度の前期事業年度	H27.4 ~ H28.3 (B:12か月)	完成工事高	550,470千円
審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度	H26.4 ~ H27.3 (C:12か月)	完成工事高	600,000千円
審査基準日を含む事業年度の前々々期事業年度	H25.4 ~ H26.3 (D:12か月)	完成工事高	552,150千円

① 審査対象事業年度の完成工事高

$$100,000 + \left(554,470 \times \frac{12\text{か月} - 3\text{か月}}{12\text{か月}} \right) = 512,852.5 \dots\dots ①$$

② 前審査対象事業年度の完成工事高

$$\left(554,470 \times \frac{3\text{か月}}{12\text{か月}} \right) + \left(600,000 \times \frac{12\text{か月} - 3\text{か月}}{12\text{か月}} \right) = 587,617.5 \dots\dots ②$$

③ 前々審査対象事業年度の完成工事高

$$\left(600,000 \times \frac{3\text{か月}}{12\text{か月}} \right) + \left(552,150 \times \frac{12\text{か月} - 3\text{か月}}{12\text{か月}} \right) = 564,112.5 \dots\dots ③$$

前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の完成工事高を算定する際に用いた決算期間を記入

<p>項番</p> <p>31</p>	<p>(審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度)</p> <p>自 25年07月 至 27年06月</p> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:30%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>26年4月~27年3月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td>25年4月~26年3月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々々審査対象事業年度</td> <td>24年4月~25年3月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	26年4月~27年3月	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	25年4月~26年3月	審査対象事業年度の前々々審査対象事業年度	24年4月~25年3月	<p>完成工事高計算基準の区分</p> <p>(審査対象事業年度)</p> <p>自 27年07月 至 28年06月 2 (1. 2年平均) 2 (2. 3年平均)</p> <p>審査基準日の12か月前の年月を記入</p> <p>審査基準日の年月を記入</p>
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	26年4月~27年3月							
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	25年4月~26年3月							
審査対象事業年度の前々々審査対象事業年度	24年4月~25年3月							
<p>業種コード</p> <p>32020</p>	<p>工事種類別完成工事高</p> <p>000,575,864 (千円)</p> <p>(②+③)/2</p>	<p>工事種類別完成工事高</p> <p>000,512,852 (千円)</p> <p>①の金額を記入</p> <p>100,000 + (550,470 × 9/12) = 512,852.5 (端数切り捨て)</p> <p>①の算式を余白部分に参考記入</p> <p>②の算式を記入</p>						
<p>完成工事高計算表</p> <table border="1" style="width:100%;"> <tr> <td style="width:30%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>(550,470 × 3/12) + (600,000 × 9/12) = 587,617.5 = 587,617 (端数切り捨て)</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td>(600,000 × 3/12) + (552,150 × 9/12) = 564,112.5 = 564,112 (端数切り捨て)</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	(550,470 × 3/12) + (600,000 × 9/12) = 587,617.5 = 587,617 (端数切り捨て)	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	(600,000 × 3/12) + (552,150 × 9/12) = 564,112.5 = 564,112 (端数切り捨て)	<p>③の算式を記入</p>			
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	(550,470 × 3/12) + (600,000 × 9/12) = 587,617.5 = 587,617 (端数切り捨て)							
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	(600,000 × 3/12) + (552,150 × 9/12) = 564,112.5 = 564,112 (端数切り捨て)							

◎合併又は譲渡の場合

当期事業年度からさかのぼって2年以内(又は3年以内)に合併の沿革を有する者(吸収合併においては合併後存続している会社、新設合併においては合併に伴い設立された会社をいう。)又は建設業を譲り受けた沿革を有する者は、当期事業年度開始日の直前2年(又は直前3年)の各事業年度における完成工事高の合計額に当該吸収合併により消滅した建設業者又は譲渡人に係る事業期間のうちそれぞれ次の算式により調整した期間における同一種類の建設工事の完成工事高の合計額を加えたものを年間平均完成工事高の算定基礎とすることができる。

(注意) 合併後若しくは建設業の譲渡後最初の事業年度終了日以降に受ける経営規模等評価の場合の取扱いのため、いわゆる「合併時経審」若しくは「譲渡時経審」の場合の取扱いと異なるため注意が必要である。

[例1]合併の場合(直前2年)

○合併の概要

【合併期日】

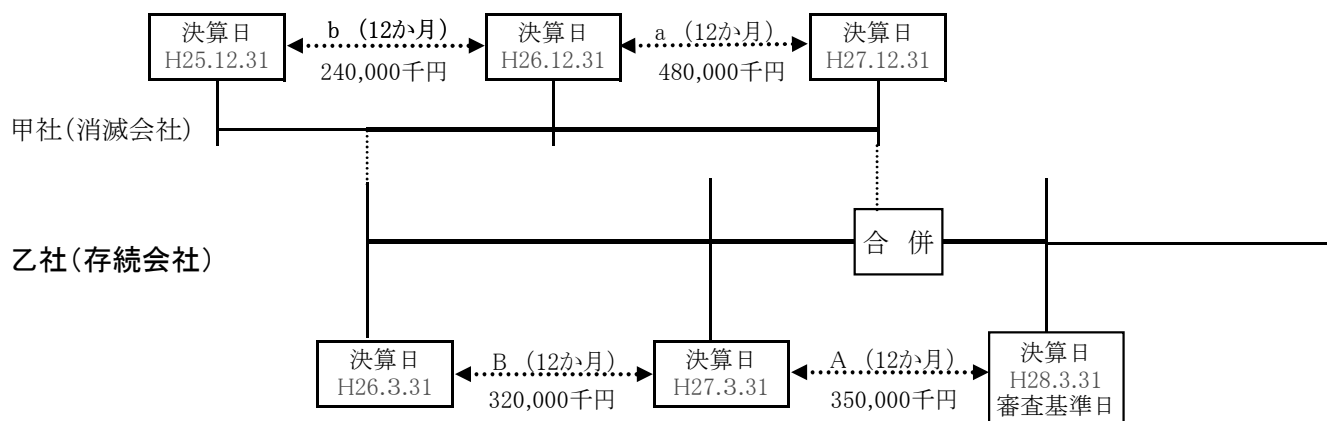
平成27年12月31日

【存続会社の事業年度及び完成工事高】

- ・審査基準日を含む事業年度 H27.4.1 ~ H28.3.31 (12か月) 350,000千円 ……A
- ・審査基準日を含む事業年度の前期事業年度 H26.4.1 ~ H27.3.31 (12か月) 320,000千円 ……B

【消滅会社の事業年度及び完成工事高】

- 第〇〇期 H27.1.1 ~ H27.12.31 (12か月) 480,000千円 ……a
- 第△△期 H26.1.1 ~ H26.12.31 (12か月) 240,000千円 ……b



○完成工事高の算出式

$$\frac{A \text{ の完成工事高}}{A} + \frac{B \text{ の完成工事高}}{B} + \frac{a \text{ の完成工事高}}{a} + \left(\frac{b \text{ の完成工事高}}{b} \times \frac{B \text{ の始期から } b \text{ の終期にいたる月数}}{b \text{ に含まれる月数 (12か月)}} \right)$$

=直前2年の完成工事高

[記入例]

- ① 審査対象事業年度の完成工事高
 ・存続会社における審査対象事業年度の完成工事高

$$350,000 \times \frac{12\text{か月}}{12\text{か月}} = 350,000 \quad \dots\dots(1)$$

- ② 前審査対象事業年度の完成工事高
 ・存続会社における前審査対象事業年度の完成工事高

$$320,000 \times \frac{12\text{か月}}{12\text{か月}} = 320,000 \quad \dots\dots(2)$$

- ・消滅会社における第〇〇期の完成工事高

$$480,000 \times \frac{12\text{か月}}{12\text{か月}} = 480,000 \quad \dots\dots(3)$$

- ・消滅会社における第△△期の完成工事高

$$240,000 \times \frac{9\text{か月}^{\ast}}{12\text{か月}} = 180,000 \quad \dots\dots(4)$$

※ 9か月＝Bの始期からbの終期にいたる月数→平成26年4月から平成26年12月までの間の月数

- ③ 直前2年の完成工事高

$$(2) + (3) + (4) = 320,000 + 480,000 + 180,000 = 980,000 \quad \dots\dots(5)$$

<p style="text-align: center;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度の始期及び終期を記入する。</p> <p>項番 (審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度)</p> <p>31 自 26年04月 至 27年03月</p> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:50%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>26年4月～27年3月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	26年4月～27年3月	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		<p style="text-align: center;">存続会社の審査基準日を含む事業年度の始期と終期の年月を記入する。</p> <p style="text-align: right;">完成工事高計算基準の区分</p> <p>(審査対象事業年度)</p> <p>自 27年04月 至 28年03月 1 (1. 2年平均) (2. 3年平均)</p> <p>(消滅会社)</p> <p>第〇〇期 27年1月～27年12月 ← 余白部分に消滅会社の事業年度のうち、完成工事高の算定に用いた事業年度の期間を記入する。 第△△期 26年1月～26年12月</p>		
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	26年4月～27年3月						
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度							
<p>業種コード 工事種類別完成工事高</p> <p>32020 □,□□□,980,000 (千円)</p> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:50%;">完成工事高計算表</td> <td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>320,000×12/12=320,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(2)の算式を記入する。</p>	完成工事高計算表	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	320,000×12/12=320,000		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		<p>工事種類別完成工事高</p> <p>□,□□□,350,000 (千円)</p> <p style="text-align: center;">(1)の額を記入する。</p> <p>(消滅会社)</p> <p>第〇〇期 480,000×12/12=480,000 第△△期 240,000×9/12=180,000</p> <p style="text-align: center;">余白部分に消滅会社における完成工事高の算式を記入する。</p>
完成工事高計算表	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	320,000×12/12=320,000					
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度						

[例2] 合併の場合(直前3年)

○ 合併の概要

【合併期日】

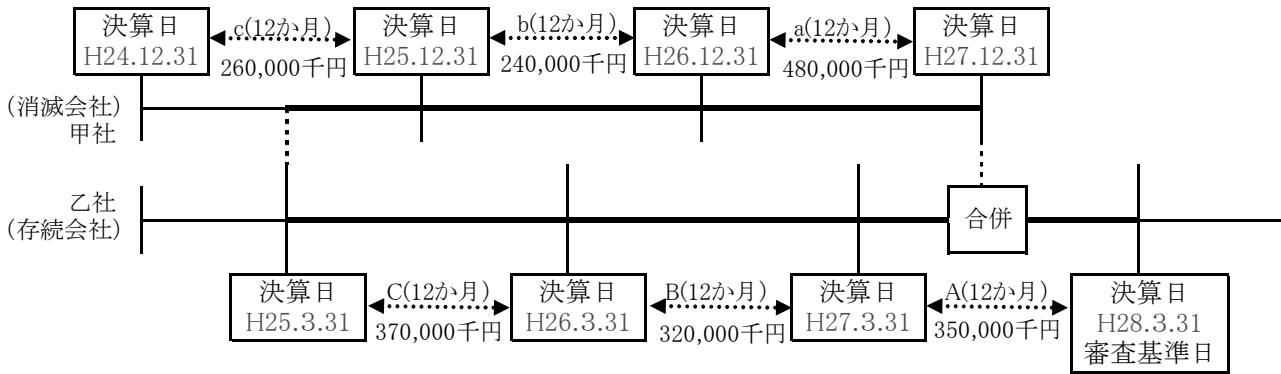
平成27年12月31日

【存続会社の事業年度及び完成工事高】

- ・ 審査基準日を含む事業年度 H27.4.1 ~ H28.3.31 (12か月) 350,000千円 ……A
- ・ 審査基準日を含む事業年度の前期事業年度 H26.4.1 ~ H27.3.31 (12か月) 320,000千円 ……B
- ・ 審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度 H25.4.1 ~ H26.3.31 (12か月) 370,000千円 ……C

【消滅会社の事業年度及び完成工事高】

- ・ 第〇〇期 H27.1.1 ~ H27.12.31 (12か月) 480,000千円 ……a
- ・ 第△△期 H26.1.1 ~ H26.12.31 (12か月) 240,000千円 ……b
- ・ 第□□期 H25.1.1 ~ H25.12.31 (12か月) 260,000千円 ……c



○ 完成工事高の算出式

$$\frac{A \text{ の 完 成 工 事 高 }}{A} + \frac{B \text{ の 完 成 工 事 高 }}{B} + \frac{C \text{ の 完 成 工 事 高 }}{C} + \frac{a \text{ の 完 成 工 事 高 }}{a} + \frac{b \text{ の 完 成 工 事 高 }}{b} +$$

$$\left[\frac{C \text{ における 完成工事高 } \times \frac{C \text{ の 始期から } c \text{ の 終期にいたる月数}}{c \text{ に含まれる月数 (12か月)}} \right] = \text{直前3年の完成工事高}$$

[記入例]

- ① 審査対象事業年度の完成工事高
 ・ 存続会社における審査対象事業年度の完成工事高

$$350,000 \times \frac{12 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} = 350,000 \dots\dots(1)$$

② 前審査対象事業年度の完成工事高

・存続会社における前審査対象事業年度の完成工事高

$$320,000 \times \frac{12\text{か月}}{12\text{か月}} = 320,000 \dots\dots(2)$$

・存続会社における前々審査対象事業年度の完成工事高

$$370,000 \times \frac{12\text{か月}}{12\text{か月}} = 370,000 \dots\dots(3)$$

・消滅会社における第〇〇期の完成工事高

$$480,000 \times \frac{12\text{か月}}{12\text{か月}} = 480,000 \dots\dots(4)$$

・消滅会社における第△△期の完成工事高

$$240,000 \times \frac{12\text{か月}}{12\text{か月}} = 240,000 \dots\dots(5)$$

・消滅会社における第□□期の完成工事高

$$260,000 \times \frac{9\text{か月}^{\ast}}{12\text{か月}} = 195,000 \dots\dots(6)$$

※ 9か月=Cの始期からcの終期にいたる月数→平成24年4月から平成24年12月の間の月数

・直前3年の完成工事高

$$\begin{aligned} & ((2) + (3) + (4) + (5) + (6)) / 2 \\ & = \frac{320,000 + 370,000 + 480,000 + 240,000 + 195,000}{2^{\ast}} = 802,500 \end{aligned}$$

※ 3年平均で申請する場合は2で除すことが必要

項番	(審査対象事業年度の前々審査対象事業年度又は前審査対象年度及び前々審査対象事業年度) 自 <input type="text" value="27"/> 年 <input type="text" value="04"/> 月 至 <input type="text" value="28"/> 年 <input type="text" value="03"/> 月	完成工事高計算基準の区分 <input type="text" value="2"/> (1. 2年平均) <input type="text" value="2"/> (2. 3年平均)
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の期間を記入する。 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の始期と審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の終期を記入する。	存続会社の審査基準日を含む事業年度の始期と終期を記入する。
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 26年4月～27年3月 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 25年4月～26年3月	(消滅会社) 第〇〇期 27年1月～27年12月 第△△期 26年1月～26年12月 第□□期 25年1月～25年12月
		余白部分に消滅会社の事業年度のうち、完成工事高の算定に用いた事業年度の期間を記入する。
業種コード	工事種類別完成工事高	工事種類別完成工事高
<input type="text" value="32020"/> , <input type="text" value="802500"/> (千円)	<input type="text" value="802500"/> (千円)	<input type="text" value="350000"/> (千円)
	(2)の算式を記入する。	(1)の額を記入する。
完成工事高計算表	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 $320,000 \times 12/12 = 320,000$ 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 $370,000 \times 12/12 = 370,000$	(消滅会社) 第〇〇期 $480,000 \times 12/12 = 480,000$ 第△△期 $240,000 \times 12/12 = 240,000$ 第□□期 $260,000 \times 9/12 = 195,000$
	(3)の算式を記入する。	(4)の算式を記入する。
		(5)の算式を記入する。
		(6)の算式を記入する。
		余白部分に消滅会社における完成工事高の算式を記入する。

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無	項番	3	4	1	1	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]
健康保険加入の有無		3	4	2	1	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]
厚生年金保険加入の有無		3	4	3	1	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無		3	4	4	1	[1. 有、2. 無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		3	4	5	1	[1. 有、2. 無]
法定外労働災害補償制度加入の有無		3	4	6	2	[1. 有、2. 無]

当該制度のうち、制度を1つ以上導入している場合は「1」を、いずれの制度も導入していない場合は「2」を記入。

建設業の営業継続の状況

営業年数	建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。	3	4	7	4	4	(年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		3	4	8	2		[1. 有、2. 無]

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
昭和 43年 5月 10日	2年 0か月	昭和60年4月1日 有限会社→株式会社
再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

防災活動への貢献の状況

平成23年4月1日以降に民事再生、更生手続の申立を行った場合に該当。

防災協定の締結の有無	3	4	9	1	[1. 有、2. 無]
------------	---	---	---	---	-------------

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	3	5	0	2	[1. 有、2. 無]
指示処分の有無	3	5	1	2	[1. 有、2. 無]

審査基準日直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。
確認資料の提出は不要。

建設業の経理の状況

監査の受審状況	3	5	2	4	[1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無]
公認会計士等の数	3	5	3	2	(人)
二級登録経理試験合格者の数	3	5	4	1	(人)

以下の区分により記入(審査基準日時点)
「1」…会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限定適性意見、限定付適性意見が表明された場合に加点)
「2」…会計参与の設置を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合に加点)
「3」…下記の者のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類(様式第2号:57ページ)に自らの署名を付したものを提出している場合
・ 公認会計士、会計士補、税理士、これらの資格を有する者(常勤の職員に限る)
・ 1級登録経理試験の合格者(常勤の職員に限る)
「4」上記以外

研究開発の状況

「監査の受審状況」欄において「1」に記載した場合のみ、2期平均の額を記入
それ以外の場合は、「0」を記入

研究開発費(2期平均)	3	5	5	0	(千円)
-------------	---	---	---	---	------

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
..... (千円) (千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	3	5	6	2	(台)
----------------	---	---	---	---	-----

兵庫県様式1号(39ページ)に記載の建設機械台数を右詰で記入。(15台まで)
決算期が12カ月に満たない場合の換算方法については、現行の完成工事高と同じ。

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

審査基準日において、国際標準化機構第9001号又は第14001号の規格により登録されている場合に「1」を記入。

ISO9001の登録の有無	3	5	7	1	[1. 有、2. 無]
ISO14001の登録の有無	3	5	8	2	[1. 有、2. 無]

・(A)の欄には、技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を記入。
・(B)の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の数を入力。
・(B/A)の欄には、B÷Aの数値を100分率で表し記入。
・(C)の欄には、技術職員名簿に記載した技術職員のうち「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を記入。
・(C/A)の欄には、C÷Aの数値を100分率で表し記入。

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

若年技術職員の継続的な育成及び確保	3	5	9	2	[1. 該当、2. 非該当]
新規若年技術職員の育成及び確保	3	6	0	1	[1. 該当、2. 非該当]

B/Aが15%以上の場合は1
15%未満の場合は2
C/Aが1%以上の場合は1
1%未満の場合は2

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
80 (人)	4 (人)	5 (%)
記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示。	新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
	2 (人)	2.5 (%)

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 9 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 10 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 11 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 12 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 13 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っていない場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 14 「公認会計士等の数」及び 「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。
- 15 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 16 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンについて、台数の合計を記入すること。
- 17 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 18 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規定により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 19 「若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 20 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満の技術職員のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

当事業年度開始日の直前1年以内に当社の技術職員となった者に○を付す。

審査基準日時点の満年齢を記入する。

技術職員名簿

頁

項番 数 6 1 3 5 頁

技術職員名簿が3枚目の場合は「003」を記入する。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号
1	○	神戸 三郎	平成2年12月20日	23	6 2 0 1	2 1 4	2	0 5	2 1 4	2	
2		兵庫 次郎	昭和40年6月30日	49	6 2 0 1	1 1 3	1	1 7	1 1 3	1	23456789
3		鈴木 太郎	昭和35年2月28日	54	6 2 0 1	1 4 1	2	1 7	1 8 8	2	
4		神戸 一郎	昭和35年10月1日								

※技術職員名簿は、年齢の若い順に記載してください。

満年齢について
 年齢計算にあたっては、誕生日の前日が満年齢となります。
 前日に年を取るようになりますので、ご注意ください。
 (例) 審査基準日：平成27年11月30日
 生年月日：昭和55年11月30日→35歳 } =満35歳以上
 昭和55年12月1日→35歳 }
 昭和55年12月2日→34歳 } =満35歳未満

6 年 月 日

○ 審査基準日時点の状況について申請してください。

○ この技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は、規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者(基幹技能者)であつて、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの(法人の場合は常勤役員、個人の場合は事業主を含む)をいい、労働者(常用労働者を含む)又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限られます。

○ 技術職員1人につき2業種まで申請できます。(経過措置期間中(H31.5.31まで)に限り、とび・土工工事業及び解体工事業に加え、その他1業種の合計3まで) ※記載要領6参照 (2業種の考え方)

- ・ 1資格から2業種選択でもOK
 例：土木施工管理技士→土木・とび
 この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入
- ・ 2資格から1業種ずつ選択でもOK
 例：土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木・建築
- ・ 1つの業種について、2つの資格で申請することはできません。

○ 監査役は、会社法上、取締役や使用人等を兼ねることができないため、技術職員名簿に記載することはできません。

○ 雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの(65歳以下の者に限る)については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなします。この場合、「継続雇用の適用を受けている技術職員名簿(様式は60ページ)」を併せて提出してください。

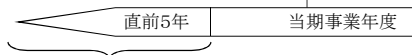
○ 審査基準日以降に取得した資格は記入できません。

「講習受講」欄について

申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入

- ① 法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)
- ② 監理技術者資格者証の交付を受けていること
- ③ 法第26条の4から6の規定による講習を、当事業年度開始の日の直前5年以内に受講していること

申請日(=受付日)



この期間内に受講していることが必要

(審査基準日がH28年3月31日で、当事業年度開始日がH28年4月1日の場合：H23年4月1日からH28年3月31日までの間)
 (審査基準日がH27年12月31日で、当事業年度開始日がH28年1月1日の場合：H23年1月1日からH27年12月31日までの間)

上記①であることの証明となる資格者証等の写しに加え、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写しが必要。

記載要領

- 1 この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。なお、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工工事業」のコード「05」を、解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」を、とび・土工工事業及び解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入すること。この場合、「業種コード」の欄に「とび・土工工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」が記入された技術職員は解体工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」が記入された技術職員はとび・土工工事業・解体工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、それぞれ審査される。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木一式工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築一式工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	99	とび・土工工事業 ・解体工事業（経過措置）

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。

審査基準日以前6か月を超える日の考え方

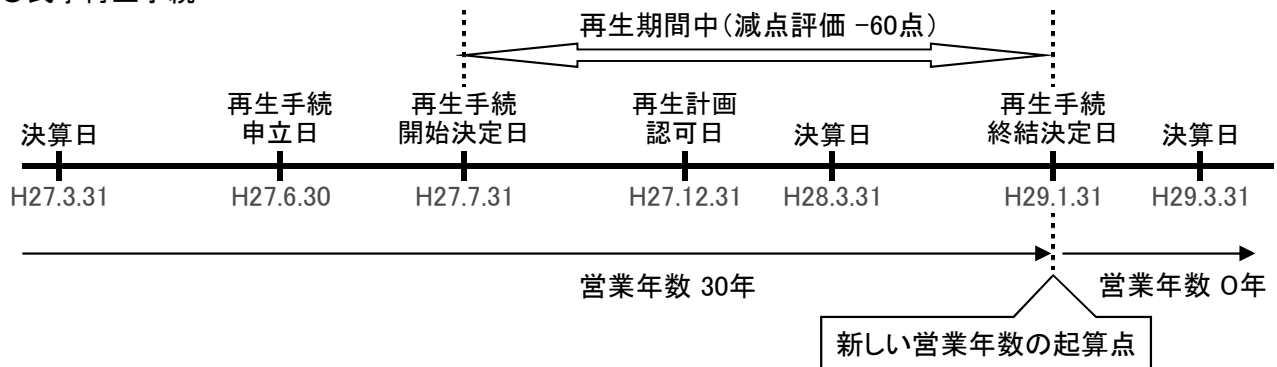
1. 審査基準日（決算日）の前日を起算日とする。
2. 起算日の6か月前の月の応当日の翌日を6か月前とする。ただし、応当日が存在しない場合には翌月の初日を6か月前とする。
3. 6か月前の前日を6か月と1日前とする。

審査基準日	6か月と1日前
平成27年12月31日	平成27年6月30日
平成28年1月31日	平成27年7月30日
平成28年2月28日	平成27年8月27日
平成28年3月31日	平成27年9月30日
平成28年4月30日	平成27年10月29日
平成28年5月31日	平成27年11月30日
平成28年6月30日	平成27年12月29日
平成28年7月31日	平成28年1月30日

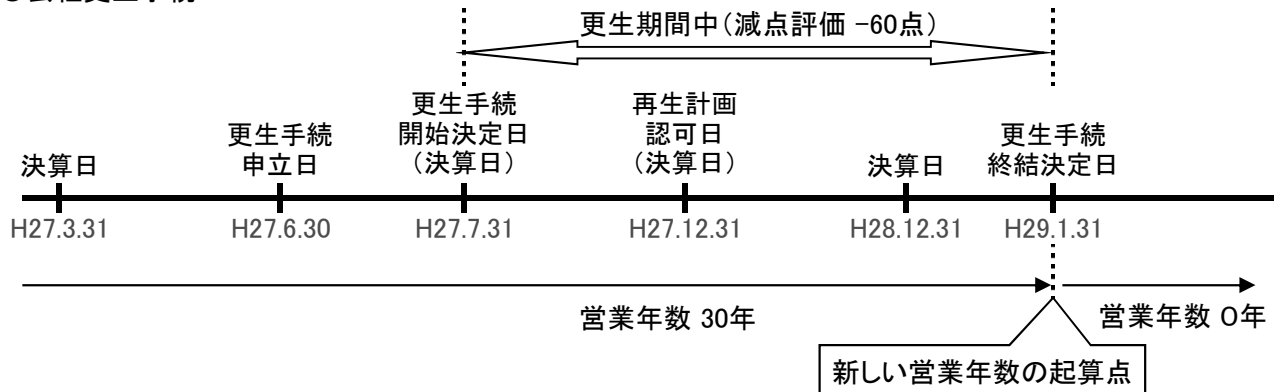
審査基準日	6か月と1日前
平成28年8月31日	平成28年2月28日
平成28年9月30日	平成28年3月29日
平成28年10月31日	平成28年4月30日
平成28年11月30日	平成28年5月29日
平成28年4月1日	平成27年9月30日
平成28年10月1日	平成28年3月31日
平成28年6月15日	平成27年12月14日
平成28年9月20日	平成28年3月19日

営業年数30年の会社が法的整理を行った場合のイメージ図

●民事再生手続



●会社更生手続



(兵庫県様式第1号)

建設機械の保有状況一覧表

建設業許可番号

商号又は名称

通番	建設機械の区分	アタッチメントの種類	自重 (単位:トン)	バケット容量 (単位:m ³)	最大積載量 車両総重量 (単位:キロ)	つり上げ 荷重 (単位:トン)	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(大型ダンプ車)	所有・ リース 等の別	購入日・リース等契約期間	自動更新 条項の 有無	自主点検 の有無
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													

※記載にあたっては、裏面を参照してください。

リース（レンタル）契約書において審査基準日から1年7か月以上の契約期間が定められていない建設機械（上記
については、自動更新条項を適用し、審査基準日から1年7か月以上の期間、使用することを誓約します。 番）

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者名

印

(記載要領及び記載例)
建設機械の保有状況一覧表

大臣許可業者の方は、近畿地方整備局が定める様式を使用してください。

建設業許可番号 (般-25)第123456号

商号又は名称 (株) 鈴木組

通番	建設機械の区分	アタッチメントの種類	自重 (単位:トン)	バケット容量 (単位:m ³)	最大積載量 車両総重量 (単位:キロ)	つり上げ 荷重 (単位:トン)	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(大型ダンプ車)	所有・ リース 等の別	購入日・リース等契約期間	自動更新 条項の 有無	自主点検 の有無
1	ショベル系掘削機	バックホウ					〇〇建機	A-000B2	1111111	所有	平成2年2月2日		有
2	ブルドーザー		4トン				△△リース	111-2A3	1234567	所有	平成25年1月1日		有
3	トラクターショベル			1.3m ³			□□重機	C-567D	2222222	リース	H27.12.1~H29.11.30	有	有
4	大型ダンプ車				7700キロ 13000キロ		▽▽自動車	LG-FV50Y	神戸建 2345678	リース	H26.10.1~H28.9.30	有	有
5	移動式クレーン					30トン	××機械	SH2000	3333333	リース	H27.11.1~H32.10.31		有
6													
14													
15													

リース(レンタル)契約書において審査基準日から1年7か月以上の契約期間が定められていない建設機械(上記4番)については、自動更新条項を適用し、審査基準日から1年7か月以上の期間、使用することを誓約します。

平成28年4月1日

商号又は名称 (株) 鈴木組

代表者名 代表取締役 鈴木 太郎



※記載要領

- 「建設機械の区分」の欄は、①ショベル系掘削機、②ブルドーザー、③トラクターショベル、④モーターグレーダー、⑤大型ダンプ車、⑥移動式クレーンの別を記入してください。
- 「アタッチメントの種類」の欄は、ショベル系掘削機の場合に、有しているアタッチメント(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン、パイルドライバーの別)を記入してください。
- 「自重(単位:トン)」の欄は、ブルドーザー、モーターグレーダーの場合に、自重の重量(〇〇トン)を記入してください。(評価対象は、ブルドーザー:自重3トン以上、モーターグレーダー:自重5トン以上)
- 「バケット容量(単位:m³)」の欄は、トラクターショベルの場合に、バケット容量(〇〇m³)を記入してください。(評価対象は、バケット容量0.4m³以上)
- 「最大積載量・車両総重量」の欄は、大型ダンプ車の場合に、(〇〇キロ)を記入してください。(評価対象は、最大積載量5000キロ又は車両総重量8000キロ以上)
- 「つり上げ荷重」の欄は、移動式クレーンの場合に、つり上げ荷重(〇〇トン)を記入してください。(評価対象は、つり上げ荷重3トン以上)
- 「所有・リース等」欄は、「所有」、「リース」、「レンタル」の別を記入してください。
- 「自動更新条項の有無」欄は、リースあるいはレンタル契約の場合で、契約期間について自動更新条項がある場合に、「有」と記入してください。
- 建設機械を保有していない場合は、作成・提出は不要です。

経営事項審査該当建設機械の種類について

●経営事項審査該当建設機械の種類(建設機械抵当法施行令別表)

種類	区分	範囲	経営事項 審査対象
掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバのアタッチメントを有するもの	○
	連続式バケット掘削機	走行装置及び二二キロワット以上の掘削用原動機を有するもの	×
基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が〇・五トン以上のもの	×
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの	×
	ペーパードレーンマシン		×
	大口径掘削機	スクリー式でないもの	×
	アースオーガー		×
	地下連続壁施工用機械		×
トラクター類	トラクター	自重が三トン以上のもの	×
	ブルドーザー		○
	トラクターショベル		○
運搬機械	スクレーパー	積載容量が三立方メートル以上のもの	×
	機関車		×
	運搬車	積載重量が一五トン以上のもの	×
起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が三トン以上のもの	×
	タワークレーン		×
	デリッククレーン		×
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が二トン以上のもの	×
	ウインチ	二二キロワット以上の原動機を有するもの	×
	エレベーター		×
ボーリング機械	ボーリングマシン	三キロワット以上の原動機を有するもの	×
	ドリルジャンボ	鑿岩機を支持するアームが二本以上のもの	×
	クローラードリル		×
トンネル機械	たて坑掘進機		×
	トンネル掘進機		×
	シールド掘進機		×
	ずり積み機		×
整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が五トン以上のもの	○
	スタビライザー		×
	アグリゲートスプレッダー		×
	ロードローラー	自重が八トン以上のもの	×
	タイヤローラー		×
	振動ローラー	自走式のものにあつては自重が八トン以上のもの、被牽引式のものにあつては自重が二トン以上のもの	×

種類	区分	範囲	経営事項 審査対象
砕石・選別機械	フィーダー	三キロワット以上の原動機を有するもの	×
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッシャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロッドミル又はボールミルで、三キロワット以上の原動機を有するもの	×
	選別機	トロンメル、パイプレイティングスクリーン又はクラッシュファイヤーで、三キロワット以上の原動機を有するもの	×
	ウォッシャー	ドラムウォッシャー又はスクリューウォッシャーで、三キロワット以上の原動機を有するもの	×
コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ	×
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの	×
	コンクリートミキサー	混練容量が〇・三五立方メートル以上のもの	×
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時五立方メートル以上のもの	×
	コンクリートプレーサー	打設能力が毎時一〇立方メートル以上のもの	×
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの	×
舗装機械	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの	×
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの	×
	アスファルトクッカー		×
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの	×
	コンクリートスプレッター	原動機を有するもの	×
	コンクリートペーパー	装軌式のもの	×
船舶	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディッパーしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船で、独航機能を有しないもの	×
	砕岩船	独航機能を有しないもの	×
	起重機船		×
	くい打ち船		×
	コンクリートミキサー船		×
	サンドドレーン船		×
	土運船		鋼製で、独航機能を有しないもの
	作業台船	×	
その他	空気圧縮機	一四キロワット以上の原動機を有するもの	×
	サンドポンプ	二九キロワット以上の原動機を有するもの	×
	発電発電機	発電機容量が一五キロボルトアンペア以上のもの	×

●経営事項審査該当建設機械の種類(その他)

/	移動式クレーン	労働安全衛生法施行令第十二条第一項第四号に規定するつり上げ荷重三トン以上の移動式クレーン	○
	大型ダンプ車	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第二条第二項に規定する大型自動車のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの	○

技術職員名簿(付表)

□□□ 頁

申請者

通番	氏名	雇用年月日	離職年月日	社会保険等加入の有無			監理技術者		備考
				健康保険	厚生年金保険	雇用保険	資格者証有効期間	講習受講修了年月日	
1		年 月 日	年 月 日				平成 年 月 日まで	平成 年 月 日	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

(切り取り線)

- ※ 1 社会保険等加入の有無欄については、加入している場合に○を記入してください。
- 2 保険の適用除外者については「除」と記入してください。(例：健康保険75歳以上、厚生年金保険70歳以上、雇用保険65歳以上、その他加入義務のない者)
- 3 健康保険の欄については、建設国保に加入している場合は「建」と記入してください。
- 4 雇用年月日の欄は、出向者の場合は出向年月日を記入してください。
- 5 備考欄には、代表者に「代」、取締役役に「取」、経營業務管理責任者に「経」、営業所の専任技術者に「専」、出向者に「出」と記入してください。
- 6 監査役は、会社法上、取締役や使用人等を兼ねることができないため、技術職員名簿に記載することはできません。

技術職員名簿(付表)

001 頁

申請者 (株) 鈴木組

通番	氏名	雇用年月日	離職年月日	社会保険等加入の有無			監理技術者		備考
				健康保険	厚生年金保険	雇用保険	資格者証有効期間	講習受講修了年月日	
1	神戸 三郎	平成22年10月1日	—	○	○	○			
2	兵庫 次郎	平成5年4月1日	平成27年3月31日	建	○	○	平成29年10月31日まで	平成24年11月1日	
3	鈴木 太郎	平成5年4月1日	—	○	○	○			代 経 専
4	神戸 一郎	昭和35年10月1日	—	○	除	除			取
5									
6									
7	「雇用年月日」について			「社会保険等加入の有無」について					
8	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの会社に就職・退職を繰り返している技術者については、直近の雇用年月日を記入してください。 ・出向者の場合は出向年月日を記入してください。 			<ul style="list-style-type: none"> ・加入している場合に○を記入してください。 ・保険の適用除外者(例:健康保険:75歳以上、厚生年金保険70歳以上、雇用保険65歳以上、その他加入義務のない者)は、「除」と記入してください。 ・健康保険について、建設国保に加入している場合は、「建」と記入してください。 					
9									
10									
11	※技術職員名簿(付表)は、年齢の若い順に記載してください。								
12									
13									
14									
15									
16	大臣許可業者の方は、提出不要です。								
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

※ 1 社会保険等加入の有無欄については、加入している場合に○を記入してください。
2 保険の適用除外者については「除」と記入してください。(例:健康保険75歳以上、厚生年金保険70歳以上、雇用保険65歳以上、その他加入義務のない者)
3 健康保険の欄については、建設国保に加入している場合は「建」と記入してください。
4 雇用年月日の欄は、出向者の場合は出向年月日を記入してください。
5 備考欄には、代表者に「代」、取締役や「取」、経営業務管理責任者に「経」、営業所の専任技術者に「専」、出向者に「出」と記入してください。
6 監査役は、会社法上、取締役や使用人等を兼ねることができないため、技術職員名簿に記載することはできません。

(別表) (五)

外国建設業者における技術職員資格区分コード表

コード	資 格 区 分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 //
303	大工工事業 //
304	左官工事業 //
305	とび・土工工事業 //
306	石工事業 //
307	屋根工事業 //
308	電気工事業 //
309	管工事業 //
310	タイル・れんが・ブロック工事業 //
311	鋼構造物工事業 //
312	鉄筋工事業 //
313	ほ装工事業 //
314	しゅんせつ工事業 //
315	板金工事業 //
316	ガラス工事業 //
317	塗装工事業 //
318	防水工事業 //
319	内装仕上工事業 //
320	機械器具設置工事業 //
321	熱絶縁工事業 //
322	電気通信工事業 //
323	造園工事業 //
324	さく井工事業 //
325	建具工事業 //
326	水道施設工事業 //
327	消防施設工事業 //
328	清掃施設工事業 //
329	解体工事業 //
401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 //
403	大工工事業 //
404	左官工事業 //
405	とび・土工工事業 //
406	石工事業 //
407	屋根工事業 //
408	電気工事業 //
409	管工事業 //
410	タイル・れんが・ブロック工事業 //
411	鋼構造物工事業 //
412	鉄筋工事業 //
413	ほ装工事業 //
414	しゅんせつ工事業 //
415	板金工事業 //
416	ガラス工事業 //
417	塗装工事業 //
418	防水工事業 //
419	内装仕上工事業 //
420	機械器具設置工事業 //
421	熱絶縁工事業 //
422	電気通信工事業 //
423	造園工事業 //
424	さく井工事業 //
425	建具工事業 //
426	水道施設工事業 //
427	消防施設工事業 //
428	清掃施設工事業 //
429	解体工事業 //

コード	資 格 区 分
501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業 〃
503	大工工事業 〃
504	左官工事業 〃
505	とび・土工事業 〃
506	石工事業 〃
507	屋根工事業 〃
508	電気工事業 〃
509	管工事業 〃
510	タイル・れんが・ブロック工事業 〃
511	鋼構造物工事業 〃
512	鉄筋工事業 〃
513	ほ装工事業 〃
514	しゆんせつ工事業 〃
515	板金工事業 〃
516	ガラス工事業 〃
517	塗装工事業 〃
518	防水工事業 〃
519	内装仕上工事業 〃
520	機械器具設置工事業 〃
521	熱絶縁工事業 〃
522	電気通信工事業 〃
523	造園工事業 〃
524	さく井工事業 〃
525	建具工事業 〃
526	水道施設工事業 〃
527	消防施設工事業 〃
528	清掃施設工事業 〃
529	解体工事業 〃
601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当

備考

- 1 級技術者…法第15条第2号イに該当する者
- 2 級技術者…法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによつて直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1 級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者
- その他の技術者…法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1 級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2 級技術者以外の者
- 登録基幹技能者講習を修了した者…省令第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1 級技術者以外の者

技術職員資格区分コード（099）に該当するもの

大工工事業	<p>1 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p> <p>2 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
とび・土工工事業	<p>1 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p> <p>2 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
屋根工事業	<p>建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
しゅんせつ工事業	<p>土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
ガラス工事業	<p>建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
防水工事業	<p>建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
内装仕上げ工事業	<p>1 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p> <p>2 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
熱絶縁工事業	<p>建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
水道施設工事業	<p>土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
解体工事業	<p>1 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p> <p>2 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p> <p>3 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>

5 工事経歴書

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係)

(用紙A4)

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類) 土木一式 工事 (税込・税抜)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工 事 現 場 の 有 る 都 道 府 県 及 び 市 区 町 村 名	配置技術者		請負代金の額		工 期		
					氏 名	主任技術者又は 監理技術者の別 (該当箇所これ 印を記載)		千円	うち (・PC ・法面処理 ・鋼橋上部 千円	着工年月	完成又は 完成予定年月
						主任 技術者	監理 技術者				
(元請に係る完成工事)											
〇〇地方 整備局	元請		〇〇高架橋上部 その1工事	〇〇県 ××市	兵庫 太郎		レ	千円 680,000	千円 680,000	平成26年2月	平成27年3月
〇〇県	元請		〇〇橋梁整備工事	〇〇県 ××市	兵庫 一郎		レ	千円 300,000	千円 100,000	平成26年5月	平成27年3月
〇〇県	元請		〇〇ダム築造工事	〇〇県 ××市	兵庫 二郎		レ	千円 (100,000) 400,000	千円 (0) 0	平成26年4月	平成29年3月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
(完成工事)											
〇〇県	元請		△△道路改良工事	〇〇県 ××市	神戸 三郎		レ	千円 200,000	千円	平成27年7月	平成27年11月
〇〇県	元請		〇〇川堤防改修工事	〇〇県 ××市	明石 四郎		レ	千円 180,000	千円	平成27年10月	平成28年2月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
(主な未成工事)											
〇〇県	元請		国道〇〇号道路 改良工事	〇〇県 ××市			レ	千円 450,000	千円 0	平成28年12月	平成30年3月
〇〇地方 整備局	元請		国道〇〇号〇〇共同 溝 その3工事	〇〇県 ××市			レ	千円 300,000	千円 0	平成28年10月	平成30年9月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月

小 計	件 5	千円 1,460,000	千円 780,000	うち 元請工事	
				1,280,000 千円	780,000 千円

合 計	件 70	千円 7,000,000	千円 6,000,000	うち 元請工事	
				2,000,000 千円	1,500,000 千円

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

特殊事例の取扱いについて

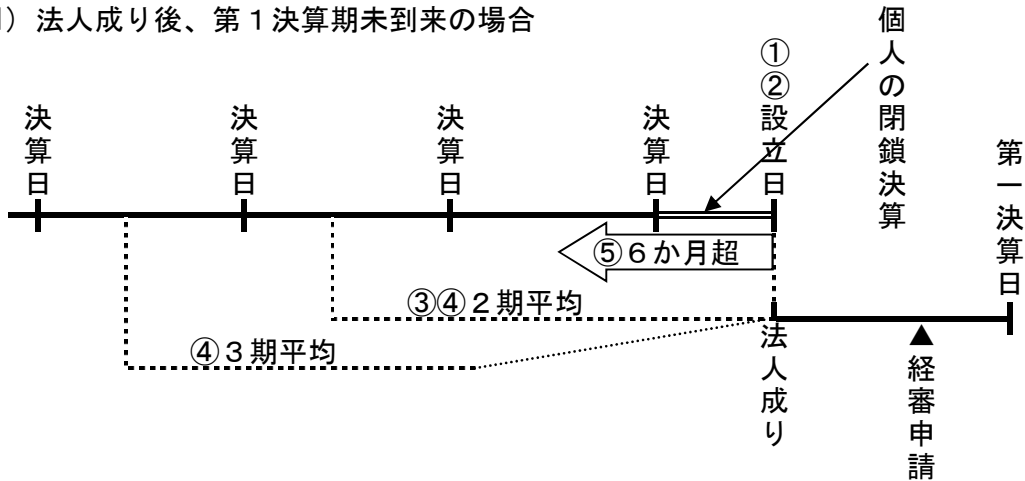
1 法人成りの場合

〔許可における前提条件〕

原則として、個人から法人への許可が営業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革を有すること

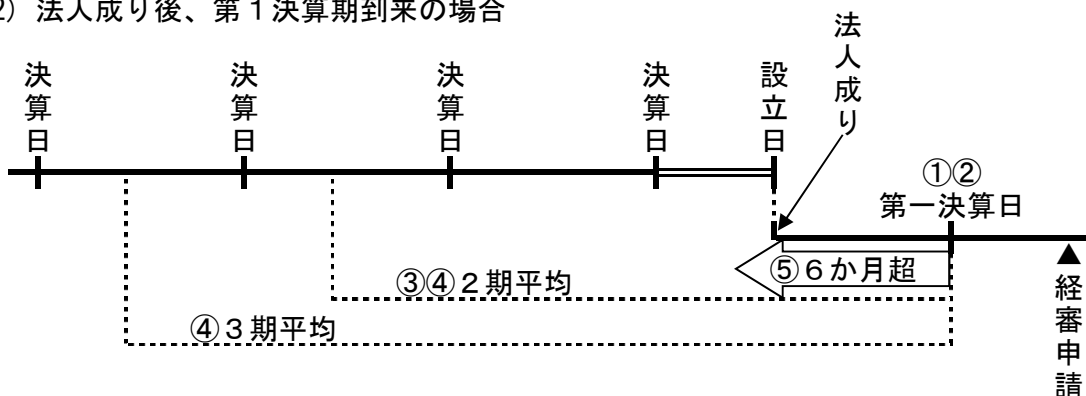
- ・ 個人事業主が新法人の代表取締役であること
- ・ 個人事業主が新法人の支配株主（発行株式数の半数以上を所有）であること
- ・ 個人事業主が新法人の経營業務管理責任者（通常専任技術者）であること
- ・ 個人の許可が有効な間に法人の新規許可申請があること（個人許可切れ後の法人新規許可申請時は不可）

(1) 法人成り後、第1決算期末到来の場合



- ① 審査基準日：法人設立日
- ② 自己資本額：法人開始貸借対照表（資本金のみ） ※2期平均不可
- ③ 利益額：個人の閉鎖決算を含む最終2期分
- ④ 完成工事高：個人の閉鎖決算を含む最終2又は3期分
- ⑤ 技術職員数：審査基準日（法人設立日）以前6か月を超える恒常的雇用関係（個人に雇用された期間）がある者の数
- ⑥ 営業年数：個人の初めての許可年から継承

(2) 法人成り後、第1決算期到来の場合



- ① 審査基準日：法人第一決算日
- ② 自己資本額：審査基準日の数値 ※2期平均不可
- ③ 利益額：個人の閉鎖決算を含む最終2期分
- ④ 完成工事高：個人の閉鎖決算を含む最終2又は3期分
- ⑤ 技術職員数：審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用関係（個人に雇用された期間を含む）がある者の数
- ⑥ 営業年数：個人の初めての許可年から継承

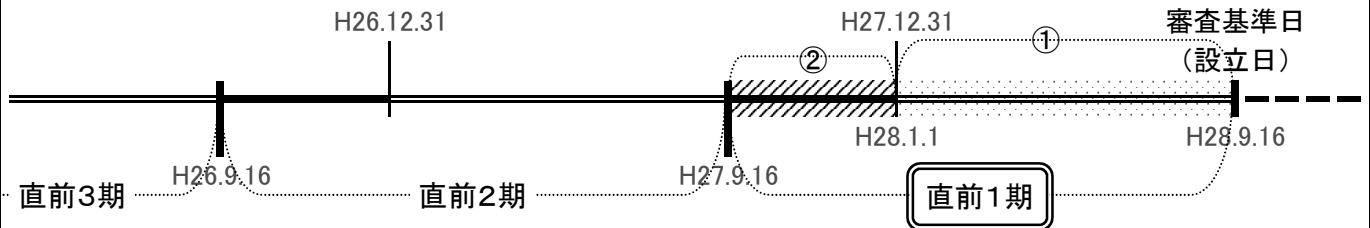
※ なお、個人の閉鎖決算に係る決算変更届の作成が必要です。

法人成りの完成工事高の按分方法

※原則として、個人から法人への許可が営業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革を有すること。

●第1決算期未到来の場合(例)

・法人設立日(審査基準日) → H28.9.16



① 個人の最終決算 8ヶ月と15日 (H28.1.1～H28.9.15) ② 個人の平成25年度決算 (H27.9.16～H27.12.31)

①を9ヶ月とする ※8ヶ月を超えているため →②は3ヶ月となる →計12ヶ月
 (①の完工高+25年度の完工高×3/12)

※ 直前2期(3期も同様)

$(H27.1.1 \sim H27.12.31) \times 9/12 + (H26.1.1 \sim H26.12.31) \times 3/12$

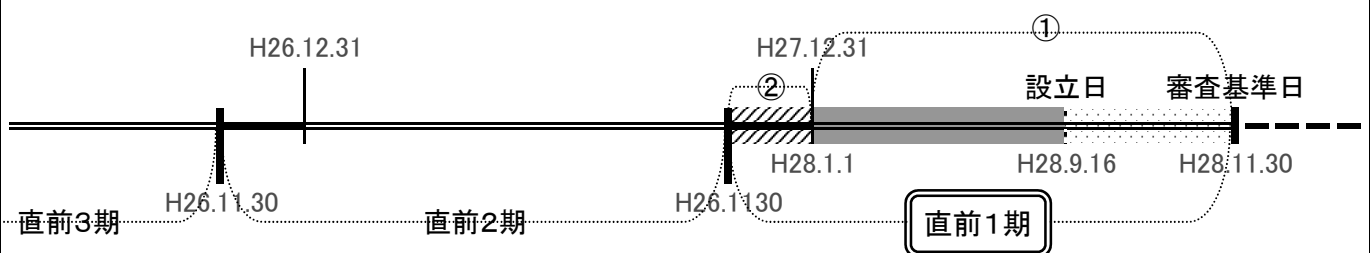
★ 2日以降設立の場合は全て繰り上げて1ヶ月とする。

(例) 9月1日設立(8ヶ月)→8ヶ月
 9月2日設立(8ヶ月と1日)→9ヶ月
 9月3日設立(8ヶ月と2日)→9ヶ月

●第1決算期到来の場合(例)

・法人設立日 → H28.9.16

・第1決算日(審査基準日) → H28.11.30



個人の最終決算(H28.1.1～H28.9.15) }
 法人の第1決算(H28.9.16～H28.11.30) } ① 11ヶ月

② 個人の平成27年度決算(H27.1.1～H27.12.31) × 1/12 → 1ヶ月

直前1期

※直前2期(3期も同様)

$(H27.1.1 \sim H27.12.31) \times 11/12 + (H26.1.1 \sim H26.12.31) \times 1/12$

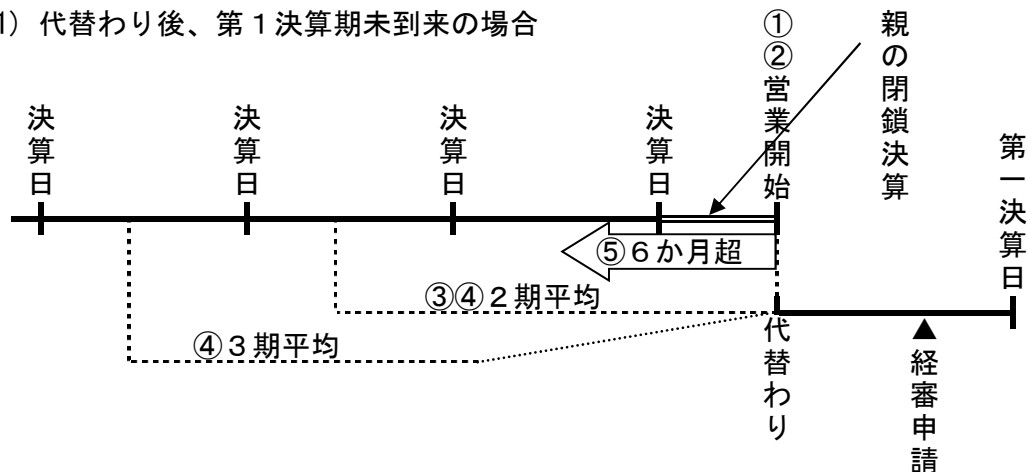
2 個人事業主の代替わりの場合

〔許可における前提条件〕

原則として、親から子（配偶者）への許可が営業の同一性を失うことなく継承された沿革を有すること

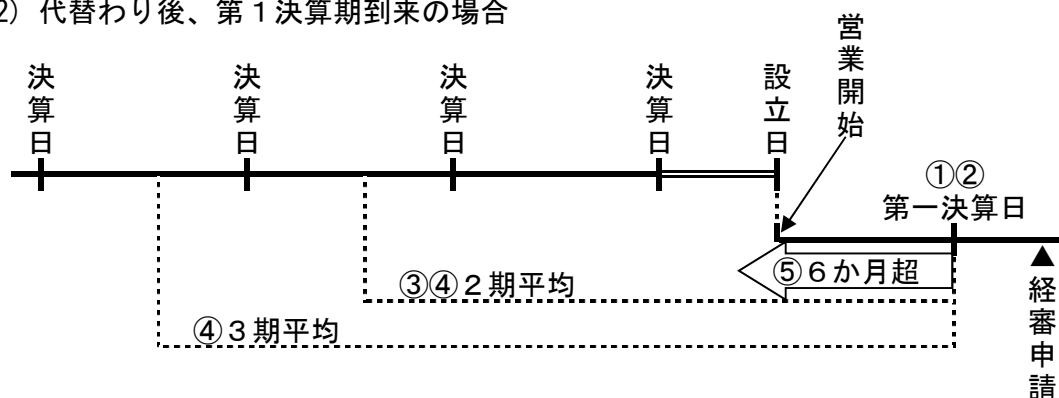
- ・ 継承を受けた者が代表者であること
- ・ 継承を受けた者が補佐証明による経營業務管理責任者（通常専任技術者）であること
- ・ 親の許可が有効な間に継承を受けた者の新規許可申請があること（親の許可切れ後の継承者の新規許可申請時は不可）

(1) 代替わり後、第1決算期未到来の場合



- ① 審査基準日：代替わり後の営業開始日
- ② 自己資本額：新規許可申請書添付の貸借対照表 ※2期平均不可
- ③ 利益額：親の閉鎖決算を含む最終2期分
- ④ 完成工事高：親の閉鎖決算を含む最終2又は3期分
- ⑤ 技術職員数：審査基準日（代替わり後の営業開始日）以前6か月を超える恒常的雇用関係（親の代に雇用された期間）がある者の数
- ⑥ 営業年数：親の初めての許可年から継承

(2) 代替わり後、第1決算期到来の場合



- ① 審査基準日：第一決算日
- ② 自己資本額：審査基準日の数値 ※2期平均不可
- ③ 利益額：親の閉鎖決算を含む最終2期分
- ④ 完成工事高：親の閉鎖決算を含む最終2又は3期分
- ⑤ 技術職員数：審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用関係（親の代に雇用された期間を含む）がある者の数
- ⑥ 営業年数：親の初めての許可年から継承

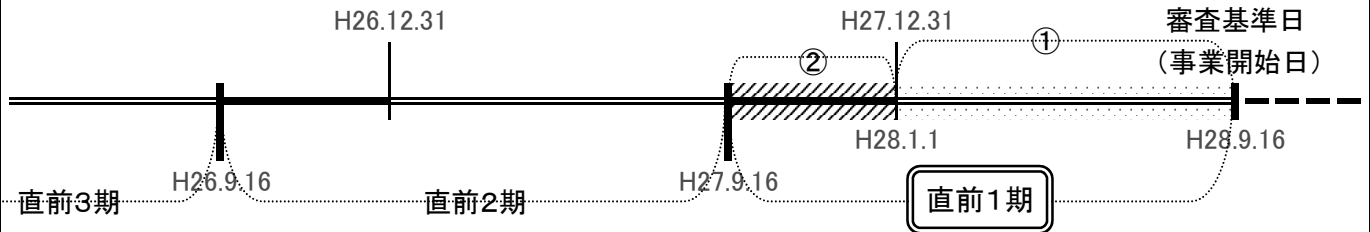
※ なお、親の閉鎖決算に係る決算変更届の作成が必要です。

個人事業主の代替わりの完成工事高の按分方法

※原則として、親から子等への許可が営業の同一性を失うことなく継承された沿革を有していること。

●第1決算期未到来の場合(例)

・事業開始日(審査基準日) → H28.9.16



① 親の最終決算 8ヶ月と15日
(H28.1.1～H28.9.15)

② 親の平成27年度決算
(H27.9.16～H27.12.31)

①を9ヶ月とする	→②は3ヶ月となる	→計12ヶ月
※8ヶ月を超えているため		:(①の完工高+27年度の完工高×3/12)

※ 直前2期(3期も同様)

$(H27.1.1 \sim H27.12.31) \times 9/12 + (H26.1.1 \sim H26.12.31) \times 3/12$

★ 2日以降継承の場合は全て繰り上げて1ヶ月とする。

(例) 9月1日継承(8ヶ月)→8ヶ月

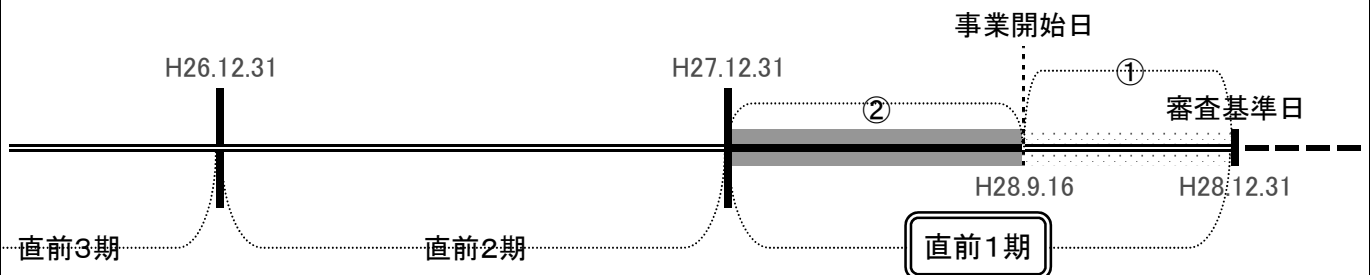
9月2日継承(8ヶ月と1日)→9ヶ月

9月3日継承(8ヶ月と2日)→9ヶ月

●第1決算期到来の場合(例)

・事業開始日 → H28.9.16

・第1決算日(審査基準日) → H28.12.31



① 子の第1決算(H28.9.16～H28.12.31)

② 親の最終決算(H28.1.1～H28.9.15)

直前1期

※直前2期

親の27年度決算

※直前3期

親の26年度決算

工事種類別完成工事高付表

申請者_____

審査対象建設業	完成工事高

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づく確認を行うため、〇〇〇の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

兵庫県知事 様

平成 年 月 日

商号又は名称
所属・役職

氏 名

印

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項 目	内 容
全体	前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。 取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。 貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。 売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。 市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。 時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。 その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。 施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。 立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。 適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。 予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。 使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。 研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。 研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。 遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。 税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。 営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。 借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。

未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 （全般）	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益 工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

兵庫県知事 様

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

通番	氏名	生年月日

記載要領

- 1 規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。
- 2 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の11・別紙2の記載と統一すること。

登録経営状況分析機関一覧

国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関は次のとおりです。
経営状況分析の申請の時期及び方法等はそれぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)日本建設業経営分析センター	福岡県北九州市小倉南区葛原本町6-8-27	093-474-1561
21	(株)建設システム	静岡県富士市石坂312-1	0545-23-2607
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

国土交通省のホームページ (http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/1_6_bt_000091.html) を参照してください。

申請窓口一覧

提出窓口は、兵庫県知事許可業者は下記の各県民局及び県民センターの土木事務所です。

国土交通大臣許可業者の提出窓口は兵庫県庁建設業室ですが、審査庁は近畿地方整備局となっておりますので、確認書類等の問い合わせ等については、近畿地方整備局にお願いします。

[兵庫県知事許可業者提出窓口]

各土木事務所	所在地	電話番号	主たる営業所の所管区域
神戸県民センター 神戸土木事務所 建設業課	〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5	078-737-2194 2195	神戸市
阪神南県民センター 西宮土木事務所 建設業課	〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28	0798-39-1543 1545	尼崎市、西宮市、芦屋市
阪神北県民局 宝塚土木事務所 建設業課	〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15	0797-83-3213 3193	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨県民局 加古川土木事務所 建設業課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	079-421-9231 9405	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨県民局 加東土木事務所 まちづくり建築課	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	0795-42-9408 9409	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
中播磨県民センター 姫路土木事務所 建設業課	〒670-0947 姫路市北条1-98	079-281-9566 9562	姫路市、市川町、福崎町、神河町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、上郡町、太子町、佐用町
但馬県民局 豊岡土木事務所 まちづくり建築第2課	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	0796-26-3756	豊岡市、香美町、新温泉町、養父市、朝来市
丹波県民局 丹波土木事務所 まちづくり建築課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	0795-73-3862 3863	篠山市、丹波市
淡路県民局 洲本土木事務所 まちづくり建築課	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	0799-26-3246 3247	洲本市、淡路市、南あわじ市

[国土交通大臣許可業者提出窓口（経由）]

兵庫県県土整備部 県土企画局総務課 建設業室	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711 内線4575/ 4576	兵庫県
------------------------------	-------------------------------	---------------------------------	-----

[国土交通大臣許可審査庁]

国土交通省 近畿地方整備局建政部 建設産業第1課調査係	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44	06-6942-1141 (代)	大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、福井県
-----------------------------------	------------------------------	-------------------------	------------------------------

近畿地方整備局 http://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/daizinkyoka_sinsa.html